

平成26年第5回定例会

# 上士幌町議会会議録

平成26年 12月9日 開会

平成26年 12月19日 閉会

上士幌町議会

## 平成26年第5回上士幌町議会定例会会議録目次

### 第1号（平成26年12月9日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
付託事件審査報告（総務文教厚生常任委員会審査報告）	5
所管事務調査報告（産業経済建設常任委員会調査報告）	15
意見書案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
意見書案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
意見書案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
意見書案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
意見書案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
一般質問	29
山本裕吾議員	29
山本弘一議員	40
角田久和議員	52
山本和子議員	65
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
同意第5号及び同意第6号の上程、説明、採決	78
議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託	79
議案第56号及び議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	80
議案第58号から議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	90

議案第65号から議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
会議時間の延長	94
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第69号から議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
散会の宣告	111
署名議員	113

## 第2号（平成26年12月19日）

出欠席議員	115
職務のため出席した者の職氏名	115
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	115
議事日程	116
開議の宣告	117
議会運営委員会の報告	117
行政報告	117
議案第55号から議案第57号の上程、報告、質疑、討論、採決	118
会議案第16号の上程、説明、採決	120
意見書案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
監報告第5号の上程、説明	126
閉会中の継続調査の申出について	127
閉会の宣告	127
署名議員	129

1 2 月 9 日

平成 26 年 第 5 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 26 年 12 月 9 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成26年12月 9日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成26年12月 9日 午後 5時38分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不応) 招議員並びに 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会 議 録 署 名 議 員	8 番 山 本 和 子 議 員				9 番 山 本 裕 吾 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	斉 藤 明 宏			議 会 事 務 局 主 査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子 育 て 推 進 室 長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教 育 委 員 会 教 育 長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教 育 委 員 会 教 育 委 員 長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教 育 委 員 会 教 育 次 長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 会 長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農 業 委 員 会 事 務 局 長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代 表 監 査 委 員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
商 工 観 光 課 長	柚 原 幸 二									

## 平成26年第5回上土幌町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年12月9日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 付託事件審査報告 総務文教厚生常任委員会審査報告  
意見書案第43号 憲法解釈の変更による集団的自衛権  
行使容認を行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第 5 所管事務調査報告 産業経済建設常任委員会調査報告  
公共工事の調査に関すること
- 日程第 6 意見書案第44号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実  
な運用に関する意見書の提出について
- 日程第 7 意見書案第45号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出につい  
て
- 日程第 8 意見書案第46号 平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提  
出について
- 日程第 9 意見書案第47号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提  
出について
- 日程第10 意見書案第48号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大  
幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 承認第1号 専決処分の承認について
- 日程第13 同意第5号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第6号 公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第55号 上土幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定に  
ついて
- 日程第16 議案第56号 上土幌町認定こども園条例の制定について
- 日程第17 議案第57号 上土幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条

例の制定について

- 日程第18 議案 第58号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案 第59号 上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案 第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案 第61号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案 第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案 第63号 上士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案 第64号 上士幌町地域自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案 第65号 とかち広域消防事務組合の設立について
- 日程第26 議案 第66号 北十勝消防事務組合規約の変更について
- 日程第27 議案 第67号 北十勝消防事務組合の解散について
- 日程第28 議案 第68号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案 第69号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 議案 第70号 平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案 第71号 平成26年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案 第72号 平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案 第73号 平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案 第74号 平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、平成26年第5回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、12月5日午前10時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第12、承認第1号が終わりましたら、全員協議会を開催いたしますので、ご承知おき願います。

2点目は、日程第13、同意第5号から日程第14、同意第6号につきましては、2件を一括上程し、議案ごとに採決を行うことといたします。

3点目は、日程第16、議案第56号から日程第17、議案第57号につきましては、2件を一括上程及び質疑を行うこととし、総務文教厚生常任委員会に付託することといたします。

4点目は、日程第18号、議案第58号から日程第22、議案第62号につきましては、5件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

5点目は、日程第25、議案第65号から日程第27、議案第67号につきましては、3件を



一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

6点目は、日程第29、議案第69号から日程第34、議案第74号までの平成26年度上士幌町一般会計補正予算並びに5特別会計補正予算は、6会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、山本和子議員、9番、山本裕吾議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に、平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間の議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### ◎付託事件審査報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、付託事件審査報告を議題といたします。

意見書案第43号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長、山本裕吾議員。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員） 付託事件審査報告。

総務文教厚生常任委員会。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

1、審査事項、意見書案第43号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について。平成26年9月19日付託。

2、審査年月日、平成26年10月29日、計1回であります。

3、審査場所、委員会室。

4、審査方法、当委員会は、上士幌町議会会議規則第68条第1項の規定により、意見書案第43号の審議に当たり、議会運用例第118条の2の規定に基づき、議会公開委員会として委員外議員の全員の参加を求めて審査を行いました。

5、審査結果、当委員会は、意見書案第43号に対する審査を行うに当たり、冒頭提案者である佐々木議員から、再度提案理由の補足説明を受けた後に、委員外議員からも意見書案第43号に対する意見交換を行い、各委員間の意見書に対して認識の違いを確認した。

その後、総務文教厚生常任委員による討論・採決を行った。討論では反対・賛成の討論があり、反対討論の主な要旨としては、世界の安全保障環境は目まぐるしく変化しているが、これに対して国連は有効な対策をとっていない。ロシアの軍事侵攻や北朝鮮の核実験の強行、中国の南シナ海への実効支配の強行や日本との尖閣諸島に関する領土問題など、憂慮すべき事案が発生しております。このような事態にあつて警察でも海上保安庁でも対処できない問題が発生しても、現状では、自衛隊が直ちに防衛出動することはできません。今までの歴代政府は、こうした事態にどう対処するのか問題を先送りしてきました。

しかし、今回安倍政権においては、集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定を行うなど、安全保障政策の見直しに着手したことは大きな一歩と言えます。アメリカは、今回の安倍政権が集団的自衛権の行使を容認することによって、日米同盟がより強固になり、アジア太平洋地域の平和と繁栄を維持する上で重要だと評価しています。一方で、

武力行使に歯どめがきかなくなると懸念がありますが、新三要件を設定していますが、一つ目に、我が国民の生命及び自由・幸福追求の権利を根底から覆される明白な危険があること、二つ目に、国民を守るために外に適当な手段がないこと、三つ目に、必要最小限度の実力行使に止めること、この三要件に該当し、やむを得ない自衛措置として初めて適用されます。国際法が認めている集団的自衛権ではなく、最小限度に止めているのです。行使容認について、憲法を改正して対応すべきという意見もありますが、実現を急ぐべきと思います。

賛成の討論の主な要旨としては、集団的自衛権の問題で反対討論の中で自衛隊が何があっても直接行けないということがありましたが、そんなことはありません。1954年に個別的自衛権を制定して、日本は三つの要件をつけて、日本が攻められた場合や有事の場合には、自衛隊は海外で活動することができるとしています。したがって、現行の政府の見解でも十分対応できます。

日本は、戦後これまで有事で攻められたことはありません。それは、アメリカが日本を守ってくれるからで、日本も協力しなくてはいけないというのには納得できません。アメリカは集団的自衛権と称してこれまで多くの地域で国際紛争をみずから起こし、国際平和に重大な危機をもたらしてきた張本人です。そのアメリカとの日米同盟によって基地問題等解決していない課題も山積しています。武力行使に当たっては、新三要件をつけて守っていくと言いますが、その適用を判断するのはそのときの政府がすることになります。政府が決定すれば、三要件は判断基準になったかどうかは国民の知るところではなくなります。

今回の閣議決定は、本当に重要な問題であるのに、安倍首相は憲法9条には抵触しないと言っていますが、そんなことはありません。行く行くは憲法を変えなければならないとの思いからのまさに暴走です。現状も今後においても大切なのは、外交努力によるしっかりとした話し合い外交です。日本は、戦後69年間平和友好外交を貫いてきました。そのことを軽々しく閣議決定で変更するものではありません。地域には自衛隊協力会もあります。その家族からも心配する声が寄せられています。日本の海岸線には原発が50基以上あり、もしこの施設が報復攻撃をされたら、日本は壊滅的打撃を受けることになります。憲法9条はとうといものであり、日本がこれからも国際貢献の役割を担っていく上でも守っていかなければなりません。

以上のような反対、賛成の討論があり、討論終了後、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） ただいま委員長報告で、ここの本日の出されている審査報告と違った文章をされていますけれども、それは問題ないのでしょうか。例えば、具体的に言いますと、「安倍首相は憲法9条に抵触しないと言っているが、そんなことはあり得ない」、こういう文章ですけれども、委員長はここは、「そんなことはありません」、「閣議決定で変更すべきではない」、ここは「閣議決定をすべきものではありません」、こういう箇所が何カ所も見受けられました。それは、委員会で決定された文章と今報告した内容と、ほかにも例えば、「言える」とここに記載されていますけれども「言えます」と、それは委員長判断でそういうことができるのかどうか、確認、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

(午前10時17分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前10時17分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 山本裕吾委員長。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員） お答えいたします。

ただいま、副委員長ともお話しさせていただきましたけれども、文面と私が切に読み間違いがあったということで、この辺につきましてはおわびを申し上げたいと、こんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） おわびじゃなくて、先ほどの読み方を1回削除して、再度読み直すことを要望いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

(午前10時18分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前10時20分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 今、角田議員から、私もずっと見ていまして、相当な箇所を読み間違いを、読み間違いにおいて表現が大幅に違うというような角田議員の指摘があるわけですが、この際、皆さんの賛同が、角田議員のご理解が得られるならば、提案したこの文面をもって、委員長が今読み間違いで申しわけないということでしたが、この文書をもってひとつ再度読み直すことなく提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

角田久和議員。

○7番（角田久和議員） はい、じゃ、それでよろしいです。

ただ、こういう場合において、あくまでも公の発言ですから、この配付された資料をそのまま読み上げるというのが委員長報告の基本ですから、それは今後において我々議員全員しっかりと把握する必要があると思う。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 私からも、この際、意見書等々で結構読み間違いもありますので、十分ひとつ議員さん、その辺はしっかりと心得ていただきたいというふうに思います。

ほかに、委員長報告に対して質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより意見書案第43号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、意見書案第43号に対する反対の討論を行います。

4番、中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出に、反対の立場で意見を申し上げます。

国民の生命・財産及び平和を守ることは、政府の最も重要な義務です。我が国を取り巻く安全保障環境は、大変厳しさを増しています。北朝鮮は核実験やミサイル発射等の挑発行為を繰り返し、また、中国は軍事力を拡大し続け、資源の確保のため海洋進出を目指して南シナ海でも強引に領有権を唱え、秩序を乱しています。尖閣諸島では、歴史的にも日本の領土であるにもかかわらず、周辺海域に海底資源の存在が判明すると、突然尖閣諸島の領有権を厚かましく主張し、今なお中国艦船が日本の領海に我が物顔で不法侵入し、示威行動を繰り返しています。

先月は、200隻を超える中国漁船が小笠原諸島周辺で絶滅危惧種の赤サンゴの密漁、

略奪を行い、日本領海のサンゴ礁資源を荒らして帰りました。これに対し中国政府は、有効な手を打たず放置し、あたかも漁民をけしかけ、密漁を促しているような無法国家です。

このように、軍事力を増大し、これを背景にした覇権主義国家には、一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、国際社会あるいは同盟国関係にあるアメリカと協力して、地域や世界の平和を確保していくことが不可欠です。

これまで、アメリカに一方的な防衛負担を押しつけ、アメリカの若者は血を流して日本を守ろうとしているのに、日本は見て見ぬふりしていいのでしょうか。日本も、同盟国としてアメリカと同じく相互の防衛のリスクを負うべきだと思います。

国連憲章第51条が認める、幅広い何でもできる集団的自衛権ではなく、日本が行使できるのはあくまで新三要件を満たす必要最小限度、限定的な集団的自衛権であり、他国の防衛それ自体を目的とするものではありません。このことから、この意見書の提出に反対します。

**○議長（杉山幸昭議長）** 次に、意見書案第43号に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

8番、山本和子議員。

**○8番（山本和子議員）** ただいま上程されておりました意見書案について、賛成討論を行います。

賛成討論の内容につきましては、山本委員長が報告した内容にはほぼ入っておりますが、それもつけ加えまして、重大な件について私がまた賛成討論したいと思います。

集団的自衛権行使の一番の問題は、戦争放棄を明記した憲法9条に違反する問題です。もしどうしても自衛隊が武器を使用できるに変えたいなら、憲法を変えなくてはできません。こんな重要なことを閣議決定で決めてしまうことに、改憲論者でも反対しています。また、閣議決定では世界情勢の変化に対し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、信頼、協力関係を深める必要があるとしています。ロシア、北朝鮮、中国が攻めてくることを想定しているのか、現実的ではありません。結局、アメリカの戦争に協力することが目的です。

では、アメリカの行っている戦争はどうかといいますと、イラク戦争は間違いだったと言っています。アフガニスタン戦争も、集団的自衛権の名目で軍事介入し、多くの市民を理由もなく殺しました。そのことに日本が協力することになるのです。とても危険で、やってはいけない問題です。

また、万が一にも日本が攻められたら黙ってやられるのか、そのためにも自衛隊の武

器使用が必要との考えもあります。しかし、既に昭和54年に個別的自衛権を認めています。これもそもそも憲法違反ですが、この解釈で十分対応できます。世界の平和を願うなら、全ての国から武器をなくすよう、紛争などは話し合いで解決することが大事です。

先ほど、中村議員が意見書に対する反対討論を何点か行いましたが、例えば、有事の際の事例を安保法制懇が10事例示しています。2008年には4事例、2014年についてはさらに足しまして、全部で10です。その中で、北朝鮮の有事の際とペルシャ湾での紛争の問題が書かれています。これは現実的ではありません。そのことはいろいろな方が証明しています。

また、次に、アメリカが日本を守っているのに、アメリカの方々が血を流しているのにそれでいいのかという問題がありました。日本が攻められてきたことはありません。それに、アメリカが日本を守ったということも、私はないと判断しております。

それから、歯どめの問題ですね。三要件があると、新三要件をつけ加えました。しかし、ここで長々読んでも切りがありませんので、その三要件を決めました。その三要件を決めて、それを誰が、該当するかを決めるのも政府です。自分が決めておいて、それに該当するかも自分で決めると、それは歯どめに絶対なりません。そういう問題について、中村議員に対する反対討論に対して、私は異論を唱えたいと思います。

以上で、この意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、意見書案第43号に対する反対の討論を行います。

10番、中島卓蔵議員。

○10番（中島卓蔵議員） ただいま意見書案提出に対する反対討論を行います。

今回の閣議決定は、あくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限度の自衛の措置を認めるだけで、他国の防衛それ自体を目的とするものではないと判断しています。実際の行使に当たっては、これまでと同様、国会承認を求めることになり、新三要件を満たしているか政府が判断するのみならず、これまでと同様に国会の承認をいただかなければなりません。今回の閣議決定は、戦争への道を開くものではなく、日本の防衛のための備えを万全にすることで、日本に戦争を仕掛けようとするたくらみをくじき、つまり抑止力を高め、日本が戦争に巻き込まれるリスクがなくなっていくと考えます。

憲法の解釈についてはそれぞれ考え方が違っていますが、日本国憲法が許すのはあくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置で、平和を守るために平和外交努力と一定の抑止力を持つことが必要だということは、世界の常識と考えます。

以上の理由で、反対討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、意見書案第43号に対する賛成の討論を行います。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 私は、提案者でもありますので当然賛成でありますけれども、一言だけどうしても言っておきたいというふうに思いました。

それは、この集団的自衛権について2つの問題があるというふうに言いました。1つは、立憲主義という問題です。法治国家ということを私たち国民はどう考えるべきかということです。憲法では明らかに集団的自衛権までは認めていないというのが、これまでの日本人の憲法に対する解釈だという認識を私は持っていました。そうしたら、憲法の言葉尻をとって何を変えても、そのとき、その状況に応じて、国民のためだと言うのであれば変えることが可能なのか、そんな国家はないというふうに思います。そして、そうあるべきでは間違ってもないと思うものであります。

今、必要最小限の国民を守るためにという反対の討論が幾つかありました。本当にそう思うのでしょうか。今、まさしく解散総選挙の真っ最中であります。この憲法に抵触するこの問題を国民に問うて解散をするというなら、私は百歩譲って理解をします。しかし、みずから三党合意で決めた消費税の増税を、また1年半先送りにすることを問うと言いました。その後、アベノミクスを問うと言いました。こんな内閣に憲法の解釈を勝手に変えさせていいのかどうか、これは明らかに、幾ら統治国家でありますから民主主義の原則だとはいえ、多数だから何でも通るということではありません。憲法というのは、まさしくその国の統治の権力者をいさめるもんだというふうに考えるのが常識だと私は考えます。そうではないという方は、きっとこのことに集団的自衛権に賛成をなさるのだというふうに思います。

私たちは、そのことを国民の一人としてしっかり考えなければならない。残念ながら、マスコミもそのことをきっちり説くというマスコミ報道が今は少なくなりました。考えてみれば、商業マスコミだと言われればそのとおりだと思います。私たちは、基本に立ち返って、憲法とは何なのか、憲法のもとにどういう国をつくるべきなのかということ踏まえて、さらに統治国家だということを考えなきゃならないと思います。だとすれば、一内閣が勝手に、従来多くの議論を経て個別的自衛権までは一定の妥当性があるというふうに言われてきましたけれども、それを何の議論もなく、審議時間を見てもそうですけれども、何の議論もなくと言えるほどの非常に少ない議論で憲法を勝手に解釈ができるのか。その前は、憲法改正をしなければだめだと言っていたんですよ。そんなことにだまされるようでは、大変な将来になるのではないかと私は思って、この提案をしたところであります。



確かに、地方議会においてこういった重い問題をいろいろ議論するのは問題かと思いますが、ただ、そういった国民の一人として、権利と義務を持つ者としては、こういうことに真剣に正面から取り組まなければならないということで提出をし、きょうの委員長報告の中に立憲主義等の記述がなかったことを僕は非常に残念だというふうに思うんですけれども、最終結論が妥当とする、意見書を認めていただける内容での採決でありましたので、十歩譲ってその辺は言わないことといたしますけれども、今言ったように憲法を自分たちの暮らしに生かし、自分たちの日本人の規範とするということが必要だということを訴え、この意見書に賛成する賛成討論として、終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、意見書案第43号に対する反対の討論を行います。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 私は、意見書案第43号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書について、反対の立場で意見を申し上げます。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、国及び政府の最も重要な責務であります。自国は自分で守るのは、当然当たり前だと私は考えております。近隣諸国では、核開発、大陸間弾道ミサイル、尖閣諸島における領海侵犯及び領空侵犯における航空自衛隊によるスクランブルの増加等、軍事的なパワーバランスの変化、中東などにおいては内戦等による国、経済の混乱など、世界の経済及び平和に暗い影を落としています。

日本は、戦後60年以上、平和国家として世界をリードしてきました。憲法9条を遵守し、平和国家を維持するために陸海空の自衛隊が日本国民の安全・平和を守ってきたことは事実であります。あわせて、日米安全保障条約があるからこそ、戦争、紛争に巻き込まれることはありませんでした。いかなる紛争も、力ではなく国際法に基づき、外交努力により話し合いにより解決することが大前提であり、万が一のときに備え一定の抑止力を持つことがパワーバランスにつながります。

さらに、国連憲章第51条では、加盟国の武力の行使を原則として禁止する一方、集団安全保障、個別的または集団自衛権による武力の行使については例外的に許容されています。

憲法9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使は、次の三要件に該当する場合に限られ、判断は政府が行うとされています。

1つ目として、我が国に対する急迫不正の侵害があること、2つ目、これを排除するためにほかの適当な手段がないこと、3つ目として、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと。これに対して、閣議決定の新三要件は、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我

が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明白な危険があること。新要件の2として、これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと、必要最小限の実力行使にとどめるべきこと、この新三要件も個別的自衛権と同様に国会承認を求めるとなっています。

したがって、この集団的自衛権は国民の命と平和を守り、安心して暮らせる法律と解釈し、意見書案第43号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書に対して反対いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）** 次に、意見書案第43号に対する賛成の討論を行います。

7番、角田久和議員。

**○7番（角田久和議員）** 私は、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について賛成するものであります。

防衛大学校の生みの親、吉田茂元首相は、1957年2月、第1回卒業式で訓示をされました。在職中、国民に感謝されることなく自衛隊を終わるかもしれない。非難とか誹謗ばかりの一生かもしれない。しかし、自衛隊が国民から歓迎され、ちやほやされる事態とは、外国から攻撃されて国家存亡のときとか災害派遣のときなのだ。言葉を変えれば、君たちが日陰者であるときのほうが国民は幸せなのだ。耐えてもらいたい。

個別的自衛権とはやられたらやり返す、集団的自衛権とはやられていないけれどもやり返す。他人のけんかを買っていくということです。日本が攻撃されていないのに、米軍が攻撃されたから日本が応戦するということは、相手国から見れば一方的な宣戦布告にとられます。

日本海沿岸には多数の原発があり、日本は防衛上、脆弱な状態に置かれています。日本への攻撃が開始され、ミサイルで原発を攻撃されたら、日本は壊滅状態になります。日本は原発という核の不発弾を何発も抱えているのですから、戦争に巻き込まれることには絶対に避けなければなりません。けんかをしていたら仲裁に入る、これが日本が生き残る道です。

戦後、日本は平和国家として歩み、それゆえ他国から多大な信頼を受けてきました。これを今、壊してはなりません。

以上の理由により、私は憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について賛成いたします。

**○議長（杉山幸昭議長）** 次に、意見書案第43号に対する反対の討論を行います。討論ありますか。

(発言する声なし)

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって意見書案第43号に対する討論を終結いたします。

これより意見書案第43号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、意見書案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎所管事務調査報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、所管事務調査報告、公共工事の調査に関することを議題といたします。

産業経済建設常任委員会が閉会中も調査を行ってまいりました所管事務調査、公共工事の調査に関することについて、会議規則第77条の規定により報告書の提出がございましたので、委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、角田久和議員。

○産業経済建設常任委員長（角田久和議員） 産業経済建設常任委員会より調査報告をいたします。

- 1、調査事項、公共工事の調査に関すること。平成26年9月19日承認議決。
- 2、調査年月日、平成26年9月19日、10月17日、計2回。
- 3、調査地、委員会室、町内一円工事現場。
- 4、説明員及び随行員、建設課、尾形課長、名波主幹、山崎主幹、羽田野主査、田中主査、新堀技師。農林課、松岡課長、菅野主幹。

現地調査工事名等、①上士幌東2線1号線改良工事、②上士幌西38号改良工事、③豊栄東1線改良・舗装工事、④交通公園駐車場舗装工事、⑤役場北駐車場整備工事、⑥コミュニティセンター線道路改良舗装工事、⑦本町北5丁目通線外道路排水工事、⑧認定

こども園建設工事であります。

6、調査結果、平成26年度発注の公共工事のうち、4件の道路改良工事と2件の駐車場整備工事、道路排水工事、認定こども園新築工事に関する建築主体・電気・機械設備工事、施工状況や完成現場等の現地調査を、委員外議員の出席をいただき実施いたしました。

①上土幌東2線1号改良工事については、延長200メートルの道路改良工事が実施され工事が完成し、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。

②上土幌西38号改良工事については、延長305.25メートルの道路改良工事が実施され工事が完成し、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。

③豊栄東1線改良・舗装工事については、延長221.25メートルの道路改良工事と舗装工事が実施され工事が完成し、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。

④交通公園駐車場舗装工事については、舗装面積903平米・駐車スペース32台・照明2基設置の工事が完成し、工事内容等について担当者の説明を受け、現場確認を行いました。

⑤役場北駐車場整備工事については、舗装面積4,923平米・駐車スペース161台・照明4基設置の工事が完成し、工事内容等について担当者の説明を受け、現場確認を行いました。

⑥コミュニティセンター線道路改良舗装工事については、延長269.82メートルの片側1車線・歩道両側3.5メートル道路改良・舗装工事と照明7基の設置工事が実施され工事が完成し、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。

⑦本町北5丁目通線外道路排水工事については、浸透ます設置7カ所と舗装補修工事があわせて実施され工事が完成し、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。

⑧認定こども園建設工事は、木造平屋建て1,480平米の新築工事が現在55%の進捗状況で進んでおり、上屋の完成を待って電気設備・機械設備工事が行われることになっており、現場で担当職員より工事内容の説明を受け、現場確認を行いました。

今回調査した8件の工事については、現地において担当職員より工事内容・施工状況の説明を受け、調査した結果、工事全体としては良好でした。一部工事中のものもありましたが、当初計画に基づき、順調に工事が完了または進捗していることを参加者全員に確認いただきました。今後におきましても、産業経済建設常任委員会の所管事務調査として、議員全員参加の公開公共事業調査を取り組んでいきたいと思っております。

以上、公共工事の調査報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたが、所管事務調査報告に対する質疑は、議会運用例第96条の4の規定により省略いたします。

産業経済建設常任委員会の所管事務調査報告、公共工事の調査に関することについては、委員長の報告をもって報告済みといたします。

---

◎意見書案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、意見書案第44号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、堂畑義雄議員からの提案理由の説明を求めます。

2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ただいま上程されました意見書案第44号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について、その提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、議会運営委員会においてご審議をいただき、議会運営委員全員の賛同を賜り、私が提案するものであります。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。特に、高齢化率の高い都道府県では、所得の17%前後、家計の消費支出の20%前後を占め、年金は老後の生活保障の柱となっています。

このような中、政府は成長戦略である日本再興戦略において、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。つまり、130兆円に上る公的年金の積立金の運用する投資先の配分を変え、比較的安全な国内債券を60%から35%へ大幅に縮小し、株式を5割に倍増させた運用見直しは、年金加入者のためだけではなく、政権の成長戦略に盛り込まれており、株価対策なのは明らかであります。国民の年金資産をリスクにさらすにもかかわらず、株の運用に失敗して損失が発生した際に、政府はどう責任をとるかが明確にされていません。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきであります。被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向を示すことは問題であります。

こうした現状に鑑み、政府に対して、以下3点について強く要望するものであります。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、要望するものであります。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって、意見書案44号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第44号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第44号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。

再開は、5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前11時00分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

---

◎意見書案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、意見書案第45号労働者保護ルール改悪反対を求める

意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である6番、佐々木守議員からの提案理由の説明を求めます。

6番、佐々木守議員。

**○6番（佐々木 守議員）** ただいま上程されました意見書案第45号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提案理由についてご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員の賛同を得まして提案をするものであります。

現在、安倍政権の経済政策アベノミクスの是非を一つの争点として総選挙が実施されていますが、最近の雇用状況は、道内雇用労働者数211万人のうち84万人が非正規雇用労働者で、年々ふえ続けている現状にあります。全国から見ても北海道は高い水準にあり、安倍政権が成長戦略として改正を検討している労働者保護ルールは、非正規雇用労働者の増加を進め、劣悪な労働環境を招くおそれが高いことから提案をするものであります。

本文を朗読し、提案といたします。

我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては「成長戦略」のなかで、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされているが、働く者のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要である。同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要である。

また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改正に当たっては、ILOの3者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきである。

よって、国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望する。

記。

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイト

カラー・エグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。

2、労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働者の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。

3、労働者保護に関するルール改定は、ILOの三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上の内容となっております。

労働者の労働環境充実のために、議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案を可決いただき、関係者に送付いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもって、意見書案第45号の提案説明とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この意見書案の内容には私も賛同したい立場でありますけれども、この表題にある労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出と、こうなっています。地方自治法の99条に基づき提案はできるわけでありまして、あくまでもこういう意見書というのは上士幌町議会全会一致が最終的には望ましいと考えております。

したがいまして、今、この改正ということであれば私は、改正反対ですとか、そういう言葉であればいいんですけども、「改悪」という、その「悪」ということが上士幌町議会としていかなものかと、国に出す意見書としてはやはりもうちょっとソフトな考え方でいけないのかなと私は思いましたし、この意見書は即決でありますので、そういうことで提案者の佐々木議員に意見を求めたいと思っておりますけれども、そのことは無理だということをございますか。

○議長（杉山幸昭議長） 提案者、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） ひいて言えば、そこまで配慮して出していただきたいということだというふうに思いますので、今後そういったことには十分留意をしたいというふうに思いますけれども、今回の意見書案については、さらに説明をちょっとつけ加えますと、労働団体からの私への要請があって、私も同様の考え方を持っていたということから提案をさせていただきました。

賛成者、当初は堂畑議員にお願いをして議会提出、それで議運の中で議運の皆さんに



も、この内容については問題がないということでご理解をいただいたものだというふう  
に理解をしております。

そういった中で、改正を改悪、全会一致を求めるのであればもう少しやわらかくとい  
うようなご意見だというふうに思いますけれども、今後についてはなるべくそういった  
ことに配慮したいというふうにここでお答えをしたいと思いますが、今回の部分につい  
てはもう成案となっており、上程をされておりますので、私の一存ではこれは改正がで  
きないというふうに考えておりますので、今回のところはひとつご理解を賜りたいと思  
います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今後のことについては、こういう意見書は私はそういうちょっ  
と配慮した言葉で、できれば私方も十分に賛同できるような表題と内容にさせていただ  
きたい。そういうことで、今回の場合は今後気をつけるということでもありますから、私も  
理解いたしました。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書第45号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第45号の採決を行  
います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第8、意見書案第46号平成27年度畜産物価格決定等に関す  
る要望意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である6番、佐々木守議員から提案理由の説  
明を求めます。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） ただいま上程されました意見書案第46号平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提案理由についてご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員の賛同を得まして提案をするものであります。

この意見書は、上士幌町農民同盟より要請があり、私が提案をしたところであります。昨年も、国の予算編成時期に合わせ、同様の意見書を提案し、全会一致でご可決をいただいていることを申し添えておきます。

本町の基幹産業である農・畜産業は、円安による燃料、農業資材等の高騰により厳しい現状にあります。さらに、安倍政権の強引な政権運営下でのTPP交渉の行方にも大きな不安を皆さん持っております。平成27年度畜産物価格決定と今後の農業政策は、本町にとっても重大な影響をもたらすことを踏まえ、この意見書をご理解いただきたいと思います。

本文を朗読し、提案いたします。

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専業経営を主体に展開し、安全で良質な畜産物の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、国際化の進展に伴う輸入乳製品・畜産物との競合、配合飼料価格の高騰や燃油・電力費用の増加などによる生産コストの上昇など、本道の酪農・畜産経営の厳しさは増しております。さらに、先行きが見通せない中で、廃業戸数の増加に歯止めがかからない状況が続いております。加えて、日豪EPA協定発効による牛肉等の関税引き下げやチーズの関税割当の導入、関税撤廃を原則とするTPP交渉の合意に向けた動きなど、迫りくる市場開放の圧力に酪農・畜産農家は大きな不安と危機感を抱いております。

こうしたもと、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえた新たな酪農・肉用牛近代化基本方針などの策定に向けて検討を進めておりますが、生産現場ではどのような方針や施策方向が示されているか大いに注目しているところであります。

ついては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展を図るため、現在の諸課題に対処した意欲の持てる畜産物価格等の決定及び適切な酪農・畜産政策の推進と予算確保にご尽力されますよう、下記事項をそえて強く要望いたします。

記。

1. TPP交渉及びEPA/FTA交渉において、多様な農業の共存を基本理念として、国内酪農・畜産業の持続的発展に影響を及ぼさないよう、重要農産物である乳製品や牛肉・豚肉等の関税維持など適切な国境措置を確保すること。

特に、TPP交渉については、妥結ありきの拙速な合意は断じて行わず、国会決議等を遵守できない場合は速やかに撤退すること。

2. 平成27年度加工原料乳生産者補給金単価（脱脂粉乳・バター等及びチーズ向）については、配合飼料価格や燃油価格の高止まり、電力料金の再値上げなど生乳生産コストの上昇を十分に反映するとともに、再生産の確保と適正な家族労働報酬が得られるよう現行単価を引き上げること。

また、交付対象数量については、国産牛乳・乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の維持・拡大及び需給調整的役割の観点にたつて、国産乳製品需要の縮小につながらないよう適正に設定すること。

3. 平成27年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、配合飼料価格の高止まりなど畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られるよう適切に設定すること。

4. 地域で奮闘する家族農業をはじめとする酪農・畜産の担い手が、安心して営農活動に取り組むため、畜種毎の経営体に対応した再生産の確保（生産コスト割れの全額補てん）と収益性（所得）の安定が図られるよう多様な直接支払・経営所得安定対策を推進すること。

①乳製品原料乳を対象とする生産者補給金制度及び酪農経営セーフネット対策の構築。

②飼料生産型酪農経営支援事業の強化、家族酪農経営支援事業の創設。

③肉用牛経営安定政策の拡充強化。

④養豚経営安定政策の拡充強化。

5. 新たな酪農・肉用牛生産近代化基本方針の策定にあたっては、畜種及び地域における現状の課題を踏まえ、酪農・畜産の役割・機能が十分に発揮できるよう中長期的な生産基盤強化目標を策定し、必要な財政措置を図り総合的な酪農・畜産政策を推進すること。

①担い手育成・確保対策の強化。

②経営支援組織に対する政策支援の強化。

③飼料生産基盤強化対策の推進。

④自給飼料利用拡大対策の推進。

⑤乳牛改良対策の充実強化。

以上の内容となっております。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書をご可決いただき、関係者に送付いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上をもって、意見書案第46号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案者に質疑をいただく前に、ちょっと皆さんにお諮りを申し上げたいわけでございますけれども、ただいま第46号で提案いたしましたこの意見書案の前文の記述に誤りがございますので、皆さんのご了解を得た後、差しかえして正式に意見書を提案したいと思っておりますので、差しかえ場所を局長をして申し上げたいと思っております。

○斉藤明宏議会事務局長 それでは、意見書案の1行目、「我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており」という部分を削除いたしまして、後ほど正式に差しかえさせていただきますので、ご承認をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案者、よろしいですか。今、局長をして申し上げたとおり、この文がちょっと記述誤りでございますので、ここを削除させていただいて、後ほど差しかえたもので意見書を国のほうに上げたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか、よろしゅうございますか。

よろしいですか。

（「よろしいです」の声）

○議長（杉山幸昭議長） では、そのように決定をさせていただきます。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、意見書案第46号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、意見書案第47号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である8番、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） ただいま上程されました意見書案第47号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について説明を行います。

この意見書案につきましては、私が提案者になりまして、議会運営委員会の議運の皆さん方に賛同していただきまして提案するものでございます。

平成12年から介護保険制度が創設されまして、来年第6期目を今推進するところとなっております。内容につきましては、介護サービスが受けづらい、本人の負担や自治体の負担が大きくなるような内容となっております。あと、詳しい内容につきましては意見書案の中に盛り込まれておりますので、意見書案を読み上げて提案にかえたいと思います。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書（案）。

今年6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合法）が可決されました。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されます。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前からの段階で反対意見が多く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り上げる案を取り下げた経緯があります。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では、「軽度」の方が徘徊するなど、介護する上で大変な事例はよく見られることです。「軽度」のうちに適切な介護を受けることで、心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。

他にも、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、これまでどおり、介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられるように要望するものです。

また、多くの介護事業所では賃金労働条件の厳しさから、介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では、看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのため为国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があります。

以上の趣旨から、下記の事項について要望いたします。

記。

1. 要支援者・要介護者へのすべての介護保険サービスをこれまで通り継続すること。
2. 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。
3. 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は自治体に必要な財源を援助すること。

以上の理由から意見書を提出するものでございます。

議員各位の賛同をいただきまして、関係機関に送付をされますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第47号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第10、意見書案第48号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたしま

す。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である8番、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

8番、山本和子議員。

**○8番（山本和子議員）** 意見書案第48号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について、その説明について申し上げます。

この意見書案につきましては、議会運営委員会委員の皆さんの賛同をいただきまして、私が提案するものでございます。

先ほどの介護保険のときにも説明しましたように、6月に医療介護総合法が制定されました。その中での医療分野を見ますと、例えば病床の機能の再編といたしまして、都道府県が地域医療ビジョンを策定し、医療機関に病床の機能転換や削減等を要請すると。従わない場合には補助金等の不交付のペナルティーを科すという内容になっています。このように、医療を抑制し、医療を受けられないような内容になっておりますので、その点を踏まえて、安全な医療、それから介護、それから医療従事者の増員やら処遇改善を求める内容です。

以下、意見書案の朗読をしまして提案にかえたいと思います。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）。

平成26年に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のための病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものです。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容されることが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中で、さらに自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場では、現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。平成25年には、日本医労連が実施した「看護職員実態調査」によると、北海道では「慢性疲労」が73.7%、健康に「不安」「大変不安」は60.2%となっています。「仕事をやめたい」と75%の看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安全センターの「平成25年度介護労

働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」45%、「賃金が安い」45%と答え、事業者側も「人材確保はむずかしい」54%、「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」45%と答えています。

医療・介護の崩壊を食い止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして、診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないといって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記の事項について要望します。

記。

1. 国の公的責任を自治体・住民に転嫁する医療総合法の実施・具体化をしないこと。
2. 安心・安全な医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員を大幅に増やすこと。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できるまで診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、意見書を提出するものでございます。

議員各位の賛同をいただきまして、関係機関に送付できますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案48号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第48号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。

（午前11時43分）



○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時43分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長） 日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員からお手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のこととしますので、省略いたします。

◇ 山本裕吾議員

○議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） それでは、私から、自然、再生可能エネルギーの取り組みについてお尋ねいたします。

今日、我が国のその社会・経済発展は、戦後高度経済成長期を経て著しい発展を遂げ、安定成長へと大いなる希望的政策を試みながら歩んできているところと考えます。一方では、経済環境において、都市部を中心とした景気の高揚は報じられているものの、いまだ国内のその状況は安定的な状況に至っていないと思います。経済、自然災害に端を発した電力問題、国際紛争等から考えられる化石燃料の市況動向など、身近な生活実態に大きな影を落としていることと思います。

そこで、町長に大きな指針の一つに挙げられている観光・環境・健康の観点から、本町の自然環境、経済環境を生かした新たなるエネルギーに対する現在までの取り組み状況と今後の方向性についてお伺いいたします。

- 1、太陽光などの自然エネルギーへの取り組みについて。
- 2、家畜排せつ物のエネルギー化と域内循環の取り組みについて。
- 3、木質バイオマスエネルギーの現状と今後の取り組みについて。

以上お尋ねいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 自然、再生可能エネルギーの取り組みについて、山本裕吾議員のご質問にお答えいたします。

我が国のエネルギーを取り巻く環境につきましては、ほとんど他国に頼らざるを得ない状況にあり、特にエネルギー源である原油は価格の高騰などにより、我が国経済や国

民の生活にも多大な影響を与えております。このような中、環境への負荷の少ない再生エネルギーが注目され、全国的にも活用が進められてきております。

1点目の太陽光などの自然エネルギーへの取り組みにつきましては、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの導入促進を図ることを目的に、平成21年度に住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付要綱を制定いたしました。本要綱は、当初3カ年の期限としておりましたが、期限を3年間延長し平成26年度まで支援することとし、制度開始の平成21年度から本年11月末現在で64件の利用がありました。この間、各年度当初予算において10件分を計上し、申請が上回る状況になった場合には、年度途中での追加補正を議決いただき、住民の皆様の要望には全て対応をしてきております。

また、公共施設における自然エネルギーの活用につきましては、中学校の改築では地中熱エネルギーを活用し、環境省との合築により建設したひがし大雪自然館では太陽光発電施設及び地中熱を利用した暖房施設を設置し、環境負荷への軽減を図ってきております。

また、町有地の有効利用として、太陽光発電の事業誘致を行い、1時間当たり500キロワットの発電をしており、その他民間の事業で発電稼働しているのが1カ所、建設中が1カ所と、官民それぞれの立場で太陽光などの自然エネルギーを利活用しております。今後とも自然エネルギーを積極的に利活用する前提で、啓発・支援をしてまいりたいと考えております。

2点目の家畜排せつ物のエネルギー化と域内循環の取り組みについてであります。特に喫緊な課題として、現在、町、農協、農業委員会、畑作振興会、酪農振興会で組織する上土幌町農業再生協議会において、家畜ふん尿処理対策関係者等会議を立ち上げ、家畜排せつ物の利活用について協議を進めています。

協議の中では、バイオマスプラントシステムによる処理方法を取り入れることが望ましいとした上で、来年3月までに家畜ふん尿処理の課題解決・耕畜連携のための基礎資料などを分析し、上土幌町にとって望ましい家畜ふん尿処理方針が示される予定であります。その結果を踏まえ、次年度以降は事業実施に必要な各種支援策を検討していくことになると考えております。

3点目の木質バイオマスエネルギーの現状と今後の取り組みについてであります。平成24年度からスタートいたしました第5期上土幌町総合計画の具体化に向けた取り組みとして、地域材・木質エネルギー利活用についての検討を始めてまいりました。具体的には、平成24年度は、庁舎内プロジェクトチームを発足させ、10回の会議を行い、検

討報告書を作成してきております。また、先進地である下川町視察や道立林産試験場、林業試験場での研修や講演会も2回実施してきております。

平成25年度は、道の補助を受けて木質バイオマス資源賦存量調査及び燃料調製方策検討調査を実施いたしました。あわせて、関係機関による木質バイオマス導入可能性検討会議を発足させ、調査の深化を図ってきたところであります。

今後の木質バイオマスエネルギーの取り組みといたしましては、原料の調達に町内を原則とする、利用に当たっては重油と比較しながら明らかに割高になってはならないこと、地域への経済効果をもたらすことが必要である、家畜敷料の確保に影響を与えない、以上のことを配慮して、通年でボイラーを稼働させているふれあいプラザを対象に、木質バイオマスエネルギーの導入の可否について検討を進めております。

なお、当初検討していた林地残材では原料の確保が難しいため、パルプ材の利用を含めて、今後20年間の町有林から搬出材積を調査し、原料の確保、運材、加工、販売の流通システムが経済活動として成り立つための仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、太陽光のことからお尋ねさせていただいているわけですが、ただいまこの導入、平成21年度から64件ということで、全国どこの市町村もこれは先ほど申し上げたように化石燃料の高騰を含めて、さらに我が国の国民全体がこの資源の少ない中で高度な太陽光発電システムが高度化されたということで、それを導入してと。それと、我が国の教育社会と申しますか、そういう部分での経済と家庭内、あるいは事業所内でのそういう経済活動のことを含めた人間の本来あるべきそういう気持ちが、こういう省エネの方向に向かってきているのではないかと、こんなふうに私は考えているところでございます。

引き続き、この省エネ、省電力ということは、これは我が国のそれこそ先ほど町長おっしゃったように喫緊の課題と申しますか、継続的にしていかなきゃならないわけですが、そういうところにおきまして、ことしまで、平成26年まで再延長ということでこの補助制度をやっているわけですが、今後、資料によると平成24年で10キロ未満ワットの家庭用のやつですと42円の余剰電力の売電ということでしたけれども、今年度が37円とどんどん下がってきているわけですが、しかしながら、そういう人間が国民我々の生活の中で本来持っているものの心情も大事にしながら、こ

の制度は継続的に来年度平成27年度以降も再延長されて、まだやられることが望ましいかなと、こんなふうに思っております。

それと、公共施設の話も先ほど町長のほうからお話がありましたが、糠平のやはり環境省の合築というのは、これはもう全国にまれに見る、地方自治体と大手といますか、国との関係ではもうまれに見る状況でできたということで、これはもう本当に全国的にPRするところでございます。

この地中熱自身が、どれほど高い温度に保たれるかわかりませんが、あわせて、太陽光のシステムもついているわけですが、今後、私の調べによりますと公共施設の中においては、既存の公共施設ですね、山開センターなんかも設備の関係上、使用頻度が低くても高電力を使わなきゃならないと、そういう契約になっているやに聞いておりますし、前にもお話ししたかと思いますが、今や、国立大学なんかはもう大分前から独立法人化されて、もう電気・電力の関係はかなりシビアになっておまして、もう人が通るときだけついたり消えたりとか、そういうセンサーですか、そういうものをかなり導入していると。

本町においては、町長も推進されてきましたように町内の防犯灯、街路灯は、LED化をいち早く取り組んでいるわけですが、この公共施設、あらゆる、学校はどうかわかりませんが、公共施設含めてこのLED化とさらにまたセンサーなんかを取りつけた、あるいは契約ワット数ですか、こういうものの見直し等も含めて、この本庁舎内も太陽光などもつけて省電力化に図ると。ひいてはそれが町民に対するサービスを、このことが軽減されることによって広がっていくのではないかと、私はそんなふうに思っていますけれども、そんなことも含めて、この太陽光についての現時点のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まず、自家用太陽光発電の申請に対する助成の延長ということだろうというふうに思いますが、国の制度も片方であって、それをさらに上積みする形で支援をしてきたということですが、国のほうとしてはかなり普及が進んできたということと、それから設置に対するコストがかなり削減されてきたということから、今は聞くところによると今年度で終わるような、そういうお話を聞いております。

そういう状況ではありますけれども、本町としては引き続き支援をしていきたいというふうに思っていますが、いわゆるコストの関係が下がってきたということであれば、その辺のあたりの補助額の見直しは、これはせざるを得ないかなというふうに思っていますけれども、ただ、再生エネルギーを積極的に活用するという視点では、家庭用の太

陽光発電のパネルの設置等については有効な支援策だろうなど、そんなふうに思っておりますから、それらについてはこの後、来年に向けて今回一度切りますので、改めて検討させていただいて、提案をさせていただきたいなと思っております。

それから、いろいろな形で省エネがあるわけでありましてけれども、LED化もその一つということでもあります。防犯灯については、先んじて計画的に設置をしてきております。町内の防犯の数ですから相当の数ありますけれども、年次計画で進めさせていただいております。

公共施設に対する利用も、検討の一つであるというふうに思っています。中でも、役場の庁舎、新しいところについてはLED化については建設と同時に導入すると、スポーツセンターなんかについても耐震化に合わせてLED化しておりますから、そういったタイミングに合わせて施設整備の更新を図っていくというのが望ましい、いろいろなコストも含めていいんだらうなというふうに思っております。

今、役場のほうの、まだ耐震化は終わっていないんですね。ちょうど耐震基準が変わる前年か、1年か2年前にこの役場庁舎は建てられたということでもありますので、今、この耐震化の設計をしなければならぬと、調査をしなければならぬという状況にきております。今はいろいろな公共施設の整備が動いておりますから、年次的にこの耐震化の関係でも整備していかなくちゃならぬというふうに考えておりますけれども、それらに合わせて省エネの問題についても、LEDを含めてそれ以外の省エネのあるべき姿もその際に組み入れて、新たな庁舎といいますか、安心できる、そしてまたコスト削減が図られるような、そういう再整備を図っていききたいなど、そのように考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 今後3名の方が一般質問されますが、質問者は理事者に何を聞きたいか、簡潔明瞭に今後ひとつ注意を図って質問していただきたいと思っております。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時00分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 太陽光について、もう1点だけお尋ねしておきたいと思っております。この電力会社が売電という、経産省あるいは資源エネルギー庁も含めて始まったわけ

でございます。それに先立って計画されて、この十勝管内でも大手、中小企業業者、いろいろと発電設備をしたわけですが、電力の買い取り価格は下落はしておりますが、かつて本町で発電設備をしたいという方が送電網の関係で断念して、他町村で設備を終えたという件がございます。本町には電源開発株式会社もございますし、そういう送電網が使えないものか、これからの本町での設置あるいは発電については、先ほどの町長のご答弁の中にも、企業が誘致されて本町の土地を活用してということもありますが、こういうことの見通しというのはいかがお考えでしょうか、この件について、この太陽光については終わらせたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 何点か、本町でも少し大がかりの発電をしたいというお話がありました。やっぱり1つには、その受け皿となる変電所が近くになくて、そこまで相当距離、土幌まで行かなきゃならんということがあるということ、そしてまた、その間に新たな設備だとかということでは、なかなか受け入れるほうもそのキャパがないということで断念せざるを得ないと、そういったケースが各地で起きているということでもあります。

電源開発、あそこも電気を基本的にはつくる側でありますから、そこが買うことができるのかどうかというのちょっと詳しく存じ上げませんが、今、太陽光の問題も、ついこの間までは積極的に電力会社も受け入れる姿勢も示してきましたけれども、あるときまた買い入れをやめたとか、そしてまた最近、復活するなど、いろいろあって、ちょっとその辺は読み切れないといえますか、状況の変化について僕らも承知しきれないところがあるというふうに思っております。

ただ、やっぱりハンディキャップがあるのは、発電が非常に日中はあっても夜は発電できないだとか、それから天候によっても発電量が変わってくるだとか、そういう電力会社、受ける側としてはいろいろな意味で不安要素があるというのが一つ背景にあるような、そんなような話もされております。具体的に、それがどういうところに一番の問題があるのかというのは、それはちょっと推し量れないなど。

ただ、当時政府が全面的に太陽光発電を推進していくという勢いから見れば、随分トーンダウンして、42円だった買い取り価格も年々下がっていると。設備投資にかかるコストが下がっているという、そういう理由でありますけれども、そういったことを含めますと、なかなか新たに新規参入して太陽光発電をとというのが、以前から見ると勢いなくなってきたのかなと、そのような印象を受けております。いわゆる、企業が受け入れるかどうかというのは、そこまで詳しくは承知しておりません。ただ、再生エネルギーについては、それ以外のことも含めて私どもとしては検討していくべき課題であ

ると、そのように認識しております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 結果的には残念な、固定資産税の件も含めて残念なことでしたけれども、そういう送電網のこの組織的背景のことでございますので、今後この太陽光発電については引き続き、再生可能エネルギーでございますので、町内での設置についてはひとつ行政側としても推進していただきたいと、このように思っております。

次に、家畜排せつ物の件ですが、これも円安動向で畜産農家も飼料が高騰して、あるいは組織がえをして畜産の経営そのものが大きな変化が来ていると。そういった中で、どんどんふえ続けてきて、もちろん成牛をつくらなきゃならない、供給をいたしていかなきゃならない、バターが不足だと、そんなようなことの背景の中で、社会的責務においても畜産農家の方々のご努力されているんじゃないかと思っております。

そういった中で、これは本町が農業生産の7割を含めている畜産業が現在営まれておりますので、行政としても、あるいは農協、あらゆる関連関係の方々は、積極的にこれにまた携わっていかなきゃならないと思っております。いわゆる家畜排せつ物については、もう随分前になりますけれども、家畜排せつ物処理法によってパドックの整備あるいは将来展望のことを考えてシート方式とかと、いろいろなことで整備はされましたけれども、それはその場での環境の問題でございまして、これをどう活用していくかと。

先進的な近隣町村では鹿追町がかなり前から研究されて、先般の新聞でもあと2基大きな水槽をつくれば全体の町内を賄えるんだらうと、そんなことも報じられておりましたが、先ほどバイオマスプラントのシステムの件については町長がおっしゃられておりましたので、今後協議会の中の論議に私は委ねていきたいと思っております。

問題は、この家畜排せつ物エネルギーをどのようにしていくかと。1つは、バイオマスプラントを使って処理していくということでございますけれども、そのほかにその処理した後にリンだとかいろいろ、今は畑作農家に生でといいますか、そのままいたりとかというような形で、においの問題とか、いろいろなことが取りざたされてはいますが、その分解された後のふん尿を上手に地域内に循環させていくと。そのことに対して、やはり農協とか関係者も含めて、行政もそこに大いに携わっていただいて、畑作のほうに還元して、さらに輪作体系も、今畑作のみでというようなこともあります。一部畜産農家と交換してということもあるでしょうけれども、輪作体系ももっと大きく広くして、デントコーンなんかを植えると土地が痩せるとかという話もございますが、しかしながらそれを広く輪作体系をつくれば、かなり望ましい状況に言えるかなというふうに、私もいろいろな方にお聞きして、こうして発言させていただいているわけでござ

います。

そういうことで、この耕畜連携という意味で、この高度化した処理のふん尿の問題ですね、そして、この輪作体系、この辺の行政施策を地域内の我々ができる、でき得る循環作業として、海外とかあるいは管外からの飼料になるべく頼らない、そういう域内循環型システムをさらに推し進めるべきではないかと私は思っていますが、この件についてのお考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今おっしゃったように、家畜排せつ物に関しては平成16年に法が施行されて、いわゆるそれぞれ堆肥施設が整備されてきました。個別に、当時は電気等を活用して完熟堆肥をつくっていたんですけれども、なかなか電気代も上がってきたりして、個別では大変になってきているなという印象を受けております。

そして、一方でまた、当時また多分想定していなかったんだろうと思えますけれども、堆肥施設も劣化度が早いというようなことで、その補修、修理関係についても今大きなこれから課題になってきそうだとすることがあります。

加えて、本町はおっしゃったとおり家畜といわゆる酪農畜産、そして畑作の割合が圧倒的に酪農畜産のほうが多くて、うまいぐあいに耕畜連携で堆肥が回っていくような状況でもないということもあります。いち早く本町でバイオマスを取り組んだのは承知のとおりだと思いますけれども、残念ながら当時まだ技術が追いついていなかったということも含めて、途中で断念せざるを得ないという事例も発生しております。

ただ、この短期間の中ではありますけれども、かなり技術革新が進んできて、随分その堆肥施設あるいはバイオマスの電気の起こし方だとかガスの起こし方だとか、技術も進んできているというふうに思っております。もう一度、排せつ物の環境汚染だとか、ある種厄介者にされてきたわけでありましてけれども、今の技術でいくとそれは資源としてどう活用するかというのが大事な視点だろうと、そんなふうに思っております。もちろん、環境汚染の問題だとか、あるいはにおいだとか、いろいろな意味で生活を悪化させているという、生活環境を侵しているところもありますけれども、今の段階の技術でいくと、これを有効に活用するということが大事なことの視点だろうと、そんなふうに思っております。

そのようなことから、今お話あった液肥についてもかなり肥料としては有効であるということです。特にバイオマス関係でやっているところを含めて、この液肥の利活用というのが今課題になっております。本当は、市場に出してもいいんだろうというような中身だというふうに思っておりますが、まだ認可はおりていないと、まだ廃棄物の段階



になっているということなんです。

でも、お話あったように鹿追等では、かなりそれが畑作にも有効に活用されているということでもありますから、それらも含めてこのバイオマスプラントの整備というのは、個別になるのか、あるいは集団的になるのかはともかくとして、非常に関心を持って進めていくということ、そしてまた、それが畑作農家にとってもコスト削減にもつながっていく可能性があるだろうというふうに思っていますし、起こした電気はどういうふうに活用するのかと、その活用についても可能性があるし、そういったことの調査研究もあわせて今していく必要があるだろうというふうに思っております。

そのようなことで、むしろ家畜排せつ物、いわゆる残渣物の処理ということではなく、前向きにこれをどう利活用するかという視点で、この後の協議会の中でも議論が進められていくのではないだろうかなど、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 本町が、今は民間といいますか指定管理者になりましたけれども、ナイタイ高原牧場を直営でしているところは、町長のご指導のもとに、このふん尿です、品物に、飼料に、肥料に変えて販売していった経緯もございますので、先駆けて行政のあり方としてはやられたわけですから、その件も踏まえて、ぜひともこの協議会での行方を私も注視させていただきたいですし、何よりもなりわいとしている、本町の基幹産業の農産物の売り上げの7割を維持している売り上げのことでございますので、今後の環境問題も含めて、ぜひとも力強く推進させていただきたいと思っております。

次に、木質バイオマスのことについて、最後お尋ねしたいと思います。

もう6年くらいになりますが、前にもお話しさせていただきましたけれども、町長と林業対策協議会を含めて、私も町長と一緒に、町長にご同行いただいて下川町の安齋保町長にお会いしていただいて、それから何度となく本町も役場関係者、林業関係者とともに邪魔させてもらって、あるいは向こうの行政が、あるいは民間の方々にご協力いただきながら、私どももこのバイオマスについての研究を進めてきていたわけでございます。

前にもお話ししたように、下川町も国有林の払い下げですとか、あるいは路網の整備、それによって自賄いでの路網の整備とか治山治水、産業の育成ですね、集成材工場だとか木炭の製作、アロマセラピーの松のオイルまでやっておるわけございまして、松岡課長も何回も一緒においでいただいて、その経緯は十分存じ上げられていると思います。

何せ上土幌は、農業が基幹産業ですけれども、かつてはこの農業が確立する前は冬の営みのために林業に携わっていたという経緯がございます。そういった中で、この地

域に根差した産業が上土幌に成り立ってきて今日に至っているのではないかと、私はそう思っております。

そういった中で、この環境を十分に活用していくためには、上土幌町に存在しております膨大な国有林や、あるいは前にも申し上げたように町有林あるいは私有林、この件の全部の除伐、間伐も含めた中での総体的なバイオマスに対しての、いわゆる林地残材も含めたあり方は、先ほど町長おっしゃられたようにふれあいプラザを中心として考えるということでございますけれども、先月林野庁にちょっとお邪魔させてもらって、前の諏訪支所長にちょっとお会いしてきましたけれども、林野庁のほうも諏訪さんのほうも、新しい施策のことを何やらお考えやに私も聞いてまいりました。

そういった中で、今後林野庁あるいは町内業者、この林業の森林を保有されている方々とも連携をとって、一応の政策といいますか、先般出されましたバイオマスの報告書は私も一読させていただきましたが、今後このふれあいプラザに使用できる可能性ということを模索されている段階でございますので、もう一遍、この木質バイオマスの活用、木質バイオマスの可能性について、さらにお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 環境のことや、あるいは木材の地産地消ということを含めて、できるのであれば何らかの形で活用したいと、そういう強い思いを持ってこれまで調査をしてきております。ただ、なかなか容易ではないなという感じですね。この木質の今まで残渣物、残材だとか結構あったんだろうというふうに思いますけれども、これが電力に使うと、発電に使うという動きが、これはもう民間の大手のレベルで相当動き出してきたということで、いわゆるチップ材だとか、そういった残材がなかなか回ってこなくなってきたという今の状況がございます。

それから、国有林、町内にも国有林があって、いろいろ施業しておりますけれども、国有林そのものが施業の形態が1カ所に集まって、土場に集めてきて、そこに残材をまとめて一括して運搬できるような、そういった状況でもないということだとか、そうすると施業そのものが抜本的に変えていかなきゃならんという、そういうまた新たなコストの問題が出てきて、なかなか国有林のほうも私どもとしては要望はしておりますけれども、そう簡単にいっていないという状況であります。

それと、あとはやっぱり大きな信頼できるのは、いわゆる町有林、3,000ヘクタールからの町有林ということになりますけれども、間伐だけで処理するということは非常に難しいと、今度の答弁にもさせていただいておりますけれども、間伐の際に起きるパル

プ材なんかについても活用して、それが安定的に確保できるかどうかということがやっぱり一番大きな課題になるなど。物がなくなってきたんではどうもこうもならないということと、それからもう一つは、本町、先ほど来話ししている畜産酪農、敷料として使っているということでもあります。

ですから、それが今、管内的にも多くのチップ材の活用、残材の活用というのは十勝管内はかなり進んでいるんですね。それは、酪農畜産がかなり主要な農業の軸をなしているということから、活用されているということがあります。こここのところのことも相当意識をしていかなきゃならんということがありますので、非常になかなか困難な課題でありますけれども、そういったことも含めて今調査研究をして、できることであれば少しでも地元の資源をせめて使うと、100%使うという前提で活用できればいいなど、そんなふうに思っております。

また、そのほかにも、せっかくやった燃料が、そのことによって燃料業者がまたこれで仕事ができなくなると、これでも困るわけですね。ですから、新たな産業を興すということと、そのことによって新たに仕事を奪われるというようなことがあってはならないので、うまくともに共生できるというような仕組みもしっかりつくっていかなくちゃならんということでもありますから、さまざまな課題を持っているこのバイオマスの木質のエネルギーの利活用でありますけれども、いずれにしても本町は七十数%林地のまちでありますから、その資源を有効にどう活用するかというのは大事なテーマになっているというふうに思っておりますので、最後の最後まであきらめないで、その可能性を探っていきなさいと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） おっしゃるとおり、業者と申しますか、産業の育成という全体的なバランスをとらなくちゃならないということは、全くもって町長のおっしゃるとおりじゃないかと思えます。下川町もそういった面で、町内の燃料関係商社も含めて、そういう取り組みでそういう組織でやっておりますし、私どもも数年前、岡山県の真庭市に行って、これを全体、全議員さんとともに視察させていただいた経緯もございます。

とにかく、この仕組みづくりについては、大きなやはり可能性を含めた大きな展望でやる力、やっていこうということが一番重要でないかと思っています。最後の後段のほうに町長もおっしゃられたようにふれあいプラザのこれからの可能性も含めて、これから研さんをさらに大きく積まされるんでないかと、こんなふうに思っていますが、私がかつて住んでいた静岡県の浜松市に「やらまいか」という地域の言葉がありますけれども、本田宗一郎も鈴木修さんも、ヤマハもそうですけれども、やはりやってみようじゃ

ないかということから発して一生懸命頑張ってきたように私も勉強してきました。

とにかく、下川町にしても真庭市にしても、あるいは下川町とグループ化でこのバイオ関係をやっている美幌、滝上、隣町の足寄にしても、やっぱり町長が今後段におっしゃられたように十分に研さんを積んで、可能性が大きく膨らんだ中で、最終的にはやっぱり決断でないかと、こう思っています。

そういった面で、膨大な国有林と先ほど申し上げたように町有林、大切な町民皆さんの財産であります。これを有効に活用して、さらに環境に負荷をかけないような形での木質バイオエネルギー、そして、先ほど申し上げました円安に対応でき得る畜産業にかかわる、少しでも地域内で循環して余り経費がかからないような体制づくり、この辺はぜひとも、産業があればこそその自治体の運営ということでございますので、どうぞひとつ今後ともこの辺のところを力強く行政として地域の産業育成に全力で取り組んでいただきたいと思います。この辺のご決意をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 本町は、幸いにして先人の苦勞も含めて、今日まで農業が、あるいはほかの産業なんかについても発展をしてきております。そういったことを引き続き地域の特性を、資源をしっかりと生かして、さらに厳しい状況でありますけれども、町の活力をつくっていききたいなど、そのように考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、9番、山本裕吾議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

(午後 1時26分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時26分)

---

◇ 山本弘一 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 私は、地域再生法を活用した平成27年度以降の行政施策方針についてご質問いたします。

本町も、少子高齢化が年々進み、人口減の方向に傾いているのが現況です。しかし、一方では、町長の進める少子高齢化対策の一環として認定こども園、上士幌福寿協会の運営する高齢者施設、上士幌クリニック支援、小学校から高校までの教育支援、定住化対策及び子育て支援等、住みよい上士幌の環境整備支援に対して、他町村に比べ一歩進

んでいると私も認識しております。

さらに、ふるさと納税が全国の中でもトップクラスの支援をいただき、地場製品の活性化にもつながり、明るい話題となっていることも事実です。

地域再生法は、各地方自治体がみずから企画立案をして、国の補助事業、支援を活用し、市町村の活性化につなげ、町民が安心して暮らせると考えます。地域再生法を活用して、下記の3点を進めるか含めて答弁を願いたい。

1、本町で今後力を入れなければならないことは、経済対策と考えます。農業、商工業、林業、観光を含めて、今ある企業、個人経営者をこれ以上減少させないという考えで町政運営を進めるべきと考えるが、方針を伺いたい。

2、農商工連携事業を立ち上げたが、年間の利用はどのくらいか。

3、企業誘致についてはどのような対策で進めているのか。

以上、3点について町長の見解を伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 地域再生法を活用した平成27年度以降の行政施策方針について、山本弘一議員のご質問にお答えいたします。

地域再生法につきましては、近年の急速な少子・高齢化の進展や産業構造の変化等に対応し、地方自治体が自主的・自立的に取り組む地域経済の活性化や雇用機会の創出、地域活力の再生などを総合的に推進するため、国の基本方針に基づき特定課題についての地域再生計画を作成し、国の認定を受けることにより特別な財政支援を受けることができるという法律であります。

さきの国会で法律の一部改正では、地方公共団体から国への提案制度の創設、中心市街地活性化法など、他の法律に基づく計画も同時に認定となるなどの改正が行われております。

本町での地域再生法に基づく事業については、平成21年に旧国鉄土幌線関連遺産を活用したまちづくり計画というテーマで申請し、アーチ橋梁群の1つ、第三音更川橋梁の補修整備のため、NPO法人と町が連携した募金活動に向けた取り組みが認定され、官民パートナーシップ確立のための支援事業として補助を受けております。

また、昨年度においては、特定地域再生計画策定事業として、生涯学習センターを核とする町なか空間のあり方について各種調査を行う事業が認定となり、補助を受けて公共施設等再配置計画書としてまとめられたところであります。

今後の行政運営に当たりましては、議員ご指摘の地域再生法の活用を初め、その他の各種支援補助制度もありますので、取捨選択し、より有効な制度の活用ができるよう対

処していきたいと考えております。

ご質問1点目の経済対策についてですが、農業は本町の経済・産業の基幹をなしており、農業事情が厳しい中であっても、毎年生産額を上げているのは関係団体、農業者並びに法人の努力のたまものと評価をしております。農業を取り巻く環境は、TPPを初めとして将来展望が不透明な状況に置かれている中で、本町の農業・農村が持続的に発展するためには、足腰の強い農業基盤の確立ほか、将来を見据えた施策を、農協を初め関係機関団体と密接に連携を図りつつ推進してまいります。

本町は、林業で栄えた町でもありますが、いち早く自由化の荒波を受け、多くの林業にかかわる事業所は廃業や統合といった業界の再編が猛烈な勢いで進みました。そのような中、本町では現在、6造材業者と3製材業者、森林組合及び国有林野で維持が図られてきております。外国材との競争や需給バランス、価格の安定化など多くの課題がありますが、従来造林、造材、製材等の事業に加え、木質バイオマスエネルギーによる林業振興や木材の高付加価値化を図る認証制度を活用した視点など、時代の流れにもしっかり対応した施策の展開が必要と考えています。

商工業においては、都市部への人口流出や少子高齢化に加え、近隣町に大型店が出店したこともあり、商業環境がさらに厳しい状況と認識しております。購買力の低下は、店舗の閉鎖や商店街の空洞化といった負の連鎖につながるおそれがあることから、プレミアム事業やバルーンスタンプ会の子育て支援事業等で購買力の下支えを支援しているところであります。

商工振興には、個店の経営努力はもとより、地域全体の景気浮揚や愛町購買の仕掛けなど、極めて困難な課題ではありますが、今後とも商工会など関係機関と連携を密にして効果的な対策を講じてまいります。

観光につきましては、長年の案件であった環境省のビジターセンターが、町博物館と合築した形でひがし大雪博物館がオープンし、当初の想定を超える入館者数となっております。ビジターセンターの整備が、ぬかびら源泉郷を中核とした観光の新展開の起爆剤的な役割を果たすものと位置づけしていたこともあり、今後は廃屋の整備や公園や散歩道などの整備を加速させるとともに、町全体を博物館と見立てたエコミュージアムの観点で本町の観光の魅力を高め、観光振興を図ってまいります。

2点目の農林商工連携事業の年度別利用状況ですが、この補助事業は平成21年度にスタートして、平成25年度までの5年間、合計20件、今年度は現在のところ3件となっております。これらの成果としては、ふるさと納税の特産品として活用されるなど、地域経済の振興に寄与しております。

3点目の企業誘致の取り組みにつきましては、広域的には十勝全市町村で構成しています十勝地域産業活性化協議会での連携した取り組みを行っております。町自体としましても、閉校しました小学校跡や苗畑の有効活用ということに取り組み、その成果も見えてきているところでございます。引き続き、地域資源や地域特性を移住定住などの都市と農村の交流事業、ふるさと納税の取り組みを通じての町の魅力を積極的にアピールし、企業とのマッチングや誘致促進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま総合して答弁いただきましたが、まず何よりも私当初申し上げましたように、この町も毎日のように高齢化が進んで人口が減っているというのも本当に事実なんですね。一番心配することは、当然高齢化、少子化ということは、歳入の面では減額もしくは減ってくるという考え方に立たなければならないだろうと想定されます。そういう中で、歳入の財源をどう確保していくかというのが地方自治体における一番重要な問題かなと考えております。

そこで、一番に考えたのは、企業なり経済対策に力を入れてほしいということは、やはり今いる中小企業及び農業、林業、観光を含めた中で、後継者がいない、もしくはそういう問題も見受けられます。しかし、それぞれの企業もしくは各中で農業を含めた商工業、林業、観光含めた中で、後継者がいる場合はやはりそのものが非常に今の町長承知のように、燃油の高騰ですとか円安含めた中で、なかなかアベノミクスの地方創生とは言っておりますけれども、我々の町まで届くのは3年ないし4年がかかるのではないかと。そこまでの持久力の問題でありますけれども、やはり今は町長が進める一貫した高齢者施設ですとか認定こども園、その他そういうものがありますから、土木建設関係はある程度活性化になっております。

しかしながら、それがなくなったときにどうそれを継続して事業を進めていくかということは、かなり難しい問題であります。

そこで、農業の中でも、やはりこれからの後継者に対して町として夢のあること、定住・移住だとか子育て支援住宅というのはこれは夢があることであります。これは、評価するところでもあり、これは別角度で進めていただきたいと。しかし一方、そういう経済対策に対しては、なかなか法人ですとか、大規模なものには行政としてやっておりますが、個人農業が上士幌はほとんどでありますので、その辺の対策を、難しいと思っておりますけれども、今後どのように進めていくか、答えられる範囲でよろしいです。お願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 法人は法人として頑張っているという前提での、個人の後継者をどう支援をするのかというお話であろうというふうに思います。これは農業政策全体に、特に農業後継者の問題ということの話だと思いますので、農業政策と密接にかかわってくる話だというふうに思うんですね。今、農業も大きな転換期にあるんだらうと、国のほうは成長戦略と、その中に農業を位置づけているということでありましてけれども、具体的に、それが個人が成長戦略をもってどんどん収入がふえてくるという、まだそういった認識というのはまずないだらうというふうに同じような認識を持つものであります。

そういった意味では、本町の農業の個別の、例えば乳価の引き上げだとか、あるいは政府の買い入れのさまざまな利得を含めての買い上げの価格を引き上げるだとか、そういった支援策も片方では生活に見合うように、あるいは希望を持てるような農業経営をするためには、そういった政府レベルでの基本的にはまずは支援が必要になってくるんだらうと、そんなふうに思っております。

町としては、安定的にそういった農業が営めるように、まずは直接ではありませんけれども間接的になりますけれども、特に大事だというふうに思いたいのは基盤をしっかりと整備するかと。そのために、町としてはできるだけの支援をしていくということは、これは非常に大切なことだらうと、そんなふうに思っております。

あと、付加価値を高めてどう販売するかというのも、これも今の状況の中ではなかなかそれじゃ個別に売買できるような、そういった環境にもなっていないと、大方は系統を通していくということですから、そうすると付加価値を高めて売ることには限界は出てくるわけでありましてから、量目的にどれだけ多くを生産してコストを下げるかということによる収入の増加を図っていかざるを得ないというのが今の状況だらうというふうに思っております。

そういった中で、今、6次産業化だとかそのようなことも積極的に奨励をして、新たに収入源を、あるいは付加価値を高めるような、そういった経営をさらに広げていくべきだというような動きも出てきております。小さい流れでありますけれども、そういったことで本町もいろいろなそういうことに対してはまた支援をさせていただいているところでもございます。

それから、直接農家の方々に町が収入の足りない分を補填をするだとか、こういったことはなかなか難しい話でありますから、そういったために安心して子育てできるように、どこに行っても子育ては教育は必要になってきますから、そしてまた、安心して子育て、子供を産み育てられるような環境にするために、これまた間接的になりますけれ



ども、いろいろな保育、教育、そういった関係での思い切った支援策を講じて、そして家庭経費の負担減を今しているということでもありますから、そういったことも含めて、農業のあるいは農家の方々に対する支援策として受けとめていただきたいなど、そんなふうに思って皆さん方には頑張ってもらいたいなど。町は町として、そういった関係のさまざまな支援策は、今までもやってきていると考えておりますけれども、さらに充実した政策を講じていきたいというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 確かに今、町長言われたとおりでありますけれども、まず、地域再生法でありますけれども、今までは国のほうから縦の方向で地方自治体へおりてくるというのが往々にして多かったですけれども、これからの時代というのは、地域、個人もしくは企業と、手を挙げた者に対しての補助もしくは支援をするという国のスタイルです。だから、我が町の各課においても、各課課長におかれましても、やはりそれぞれの持っている部署の企画立案能力が試される時期に入ってきたなど、それを指揮するのが総指揮者の町長であると私は認識しております。

ですから、上土幌のデータベース、企業ですとか、いろいろな人口ですとか、そのものがやっぱりアンケートとか、そういうものがよく我が町ではとられますけれども、それも一つの方法です。数字的に集約するのはそれもよろしいですけれども、やはり現場へ行って、現地へ行ってそれぞれの職業の人たちですとか、現地調査をしながら生の声を聞いてどのような要望があるのか、それを総合して各課で持ち寄って、プロジェクトチーム等をつくった中で、最重要課題をつくり上げた中で、年を追ってそれを進めていかなければならないんじゃないのかなど。

待ち受け状態にいるという状況では今後ないだろうと、待っていると、私もそうですけれども、もう少しで65以上になります。老人に入っちゃうわけですね。だから、私もが入ると、なかなかそういうところから町民税だとか健康保険税だとかもう最低限度しか取れる、もしくは減額になってしまうわけですから、今からその準備を各課にしておかないと間に合わないということが起きます。

データベースをきちっと速やかに各課において、上土幌の人口減、もしくは土地、企業、それから方向性、そのものをそれぞれ与えられた中で、いまひとつやっていただきたいと、その指揮者としては町長あたりが音頭をとっていただきたい。これをやらなければ、待ち受けでは我が町は衰退をたどっていくことは目に見えてわかりますので、その辺は町長にもお願いしたいけれども、その辺の考え方をお伺いします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今日地方自治を取り巻く環境というのは、特に地方創生が今大きなテーマになっていると。選挙でも、直接表には出てきておりませんが、この地方創生が本当にこれからどう具体的に展開されるのかというのは、非常に関心の高いところでもあります。

このことの地方の活力の話というのは、しょっちゅう頻りに選挙のたびごとに出てきますけれども、今回は置かれている状況は今までと相当違うというふうに思っています。例えば、大きな今まで何全総というな、いろいろな国土計画がつくられてきておりますし、その中でも例えば、田中角栄総理のころには「日本列島改造」という大きなテーマを出されてきました。そしてまた、ふるさと納税ではありませんけれども、ふるさと創生ですね、竹下内閣のときには1億円を自治体のほうに配分して、そして自由にそれぞれの発案でまちづくりに使わせていただきたいというようなこともやりました。

そういったことで、結果的に地方が本当に分権で元気になったかということを見ると、そうではなくて、今の流れ、東京一極集中の流れはずっと続いてきたということでもあります。

今回はようよう、そういった状況がこれからも続くとすれば、東京が栄えているようでもありますけれども、それはやがてたそがれてきて、東京も崩壊してしまう。もちろん、その前には地方もなくなってくるということでもありますから、いよいよ少子高齢化、人口減少を食い止めることも含めて、地方がもう一度活力を呼び戻すということが大事だというのが、今回そのような最後のチャンスだというふうに思っております。

したがって、国からのある種一方的に方向性を示して一律的に配分してきた、こういうやり方では、従来と同じような結果になりかねないということでの、それぞれの地方がそれぞれの地域特性を生かしたまちづくりをすべきであるという流れになってきているというふうに思っています。そのためにも、本町のこの資源、農業あるいは林業、観光等々も含めて、そういった資源をどのように活用していった町の魅力を経済に結びつけていくのかという戦略、戦術がまさに今問われているということでもあります。

幸いなことに、ふるさと納税が今ヒットしているのも、これは偶然ではなくて、そういった取り組みが各課でやってきて、農商工連携のそういった産品が商品になったり、あるいは都市と結ぶためのネット関係のそういった情報を活用してきたとか、そういう地道な努力が僕は背景にあって今回ヒットしているというふうに思っております。したがって、そういった種をいつもまいていかなければならないと、種をまいて初めて芽が出てくるという話でありますから、安閑としてその対症療法で物事を処理するというふうにはなかなか見通しは立ってこないということでもあります。

そのまちづくりの船長役は、町長である私だというふうに思っております。この後、国がどういう方向に向かっていくのか、あるいはどんな政策が求められていくのかは自分にとっても非常に責任のある立場で判断をし、政策の取捨選択をしていくということが必要だし、それをもとにして各課が一丸となって政策、そしてまた具体的に進めていくということが必要だというふうに思っています。

いずれにしましても、私の責任、政策判断、決定、その辺が重要であるという認識を持っておりますので、十分責任を感じながら、これからも行政運営の先頭に立って町をリードしていきたいと、そのように思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） まさしく、今、町長から答弁いただいた中でこのふるさと納税、これはすごいマスコミ、それから上土幌の効果というのは全国一になったのかなど。あわせて、上土幌にそれぞれ寄附してくれた都会の人方、これに対しても私個人としても、多分町長も同じだと思うんですけども、これはやっぱり町民全体が本当に心を込めてありがとうございますと、またよろしく願いますというような形の中で進めなければならぬと。幸いにフェアがありますし、やはり都会とこういう我が町との交流の場を持たれるということがありますので、このときにも上土幌の中を十分、農産物だとかそういうものだけではなく、何かにつけて上土幌に来ていただくと、上土幌のナイタイを含めて観光、農業、それからそういう人のよさというのを肌で感じてもらうのは、やっぱり施策が恩返しではないのかなど。やはり、そのかわり秋にはそれなりの地場産と契約していくということですか、それがまた逆に都市と農村の交流につながっていくんだろうと。

やはり、経済団体の農協においては、馬鈴薯にあっては5農協の出荷を契約しておりますので、私個人としては関係団体、農協とも相談していただきたいんですけども、規格外というのもあります。馬鈴薯であれば340グラム以上は規格外、曲がったものでも、以下でも規格外になってしまいます。大体60キロでおおむね600円か700円くらいにしかならないというものであります。正規品であれば2,000円から3,000円になるという状況の格差がありますので、そのB級品イコール規格外等のものでよければ、私は個人的にそういう知り合いにも送って大変喜ばれるという、そういうものがないという感覚でありましたけれども、食べてみても、隣近所にやって大きいものですから非常に喜ばれると、そういうことにも町に協力しながら、このふるさと納税の人方もしくはPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の農商工連携を立ち上げたが、年間利用はどのくらいかと聞きますと、おおむ

ね平均4から5件と。なかなかやっぱり農商工連携といっても、6次産業化とかそういうものは、それなりの技術なり経験がなければ難しいものだと考えております。

私は以前、町長に質問したと思いますけれども、上士幌における人材バンクですね、イコール人材派遣ですとか、それを農商工連携の中で、野菜も普及してきておりますし、当時は建設なり土木関係も仕事というのは今よりは余裕があったというんですか、しかし近年、今は非常に忙しい状況の中で推移しておりますけれども、やはり野菜だとか6次産業化を進めるに当たっては、帯広、音更から高い賃金ですね、派遣だって1万2,000円、それから派遣代は別という形の中で、雇ってやっていると利益率が低くなるという問題も起きておりますので、これは農商工連携の中で関係機関と行政がタイアップした中で、例えばその一部を関係する行政もしくは農協、商工会の中で何らかの形で負担をして、使うものの労賃当たりを現在の農家で言えば農民同盟の価格プラスアルファくらいにできないものかなと、そういう検討もされたらいかがかなと。そうすると、農家の人もわざわざ帯広、音更から人材派遣を頼まなくても、また、定住化対策によって上士幌へ来れば音更、帯広並みの賃金があたるということになれば定住化対策活性化に、雇用対策につながると思いますけれども、その辺、町長いかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 何点か、お話があったように思っております。

1つ、ふるさと納税のお話があって、地場産品の評価というのは非常に高いものがあるんですね。ジャガイモにしても、高くて、ネットに上げた途端にそう長い期間を置かない間に完売をしてしまうということでもあります。ただ、そこには5農協と契約している以外の芋ということになりますので、少量になってしまうということですね。ですから、すぐそこでオーダーストップをしてしまわなきゃならんというお話がありました。

ただ、北海道上士幌町の芋というのが想像以上に高い評価を得ているということは、これはこれからのいろいろな可能性として、もっともっとそういったものを全国的に知ってもらえて、なおかつ高い評価を得るということは、これはまた地域経済にとっても非常にプラスになっていく話ではないだろうか、そんなふうに思っております。

ですから、今、いわゆる規格外のお話もありましたけれども、そういったことでさまざまな農家さんの手塩にかけた産物が全国に高く評価をして、そして喜んでもらえるということは、非常に町としてもうれしい話でありますので、その辺のいろいろな既存の壁もありますけれども、その辺のところも少しでも何か緩和でもされると、もっともっと動いていく可能性があるのかなと、そう思ったりしております。

ぜひ、加工品などでも、議員のところでもいろいろと苦勞されてつくられて、また評

価値をされているということでもありますから、それらも地元内々だけではなくて、できれば全国の人方に喜んでもらえるような、そのような生産にでもしていただければなど、そんな希望を持っているところでございます。

それから、この3月に山本議員のほうからも質問があつて、納税者の人方とどう向き合っていくのかということですね。いわゆる納税額だけで喜んでもらうということではなくて、その人方にどういうふうにして交流を深めていくのかというお話もありました。そういった、当時は一人一人の名前をつけて感謝の気持ちを伝えたらどうかという、そんな意見もありましたけれども、それはもう1万人、2万人ということですから、それは無理ですよという話をさせていただきました。

改めて、生産者も、それから納税者もどんな町なのか、どんな人方が生産しているのかというのに非常に興味を感じてもらっております。本当に対面をして、この町それぞれが紹介をし、感謝をして、そしてまたこれからもおつき合いをいただくということ、その数も全国的には4万人をもう超える状況までできました。少なくとも、この納税者については間違いなく日本一だろうというふうに思っております。額もそうでありますけれども、それ以上に上士幌町にそれだけの応援をしてくれている人方と、どうこれからもおつき合いをしていくかということは改めてこれは大きな課題でありますし、それから大きな可能性をそこに含んでいるなというふうに思っています。

人口減で厳しいところもありますけれども、いろいろな新たな上士幌町に思いを寄せてくれる人方がいるということは非常にうれしいことだというふうに思いますし、それから今、企業誘致に進んでおりますけれども、それも移住定住のお試し暮らしで来た会社が、それを縁に思ってここに今会社を起こそうと、そのようなことが最後の段階に来ておりますけれども、そういう意味でいろいろな人方と交流を深めていくということが、これからの企業誘致であり、新たな地域の活力につながっていくということでもあります。他人ということではなく、内々の僕はそういう人方と非常に大切にしていきたい皆さん方だと、そういう思いを持っています。

それから、人材バンクでありますけれども、この人手不足というのは本当に深刻だなと。別に今農業の話で、出面さんだとか、今ヘルパーなんかでも多分少ないんじゃないかというふうに思っています。これは非常に、全国的に今そういう状況で、これもやっぱりオリンピックのせいなのか、東京のほうに全部流れているのかなというふうに思ったりもしております。介護の関係もそうですね。先ほどの意見書もありましたけれども。

そういった意味では、そういった人材の確保をどう図るかというのが非常に今大きなテーマだなと。同盟さんのような形の人材のバンクをつくってどうしようかと、それは

もう農林課のほうで、いわゆる農協や、あるいは普及所なんか交えて協議会をつくってやっているんですけども、なかなかいい答えが出てきていないということでもあります。

今1つ提案ありましたけれども、何らかの支援策、いわゆる協議会だとかあれば、個々の農家さんに現金を配るということは、それはなかなか難しい話であると思いますけれども、農協あるいは町を含めてそういうことも必要になってくるのかと。例えば、ヘルパーさんのほうも非常に厳しいという話を聞いております。これはもう特に牛を、生き物を扱うということですから、何らかの形で確保しなきゃならんというふうには考えておりますけれども、これもまた国の制度が終わって国の支援策がなくなってということでもありますから、これまた農協とも相談しながら、対策を講じていかなきゃならんというふうに思っています。

いずれにしても、この場ですぐこうしますということは答え出てきませんが、人材の確保は非常に厳しい状況にあるということだけは共通の認識を持っておりますので、できれば何か対策が、模索をしていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時02分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） それでは、3番目の企業誘致についてでございますけれども、町長も承知のように、上士幌町は地価が都市に比べて非常に安いということは認識されておると思います。それと、広大な土地を取得するには可能ではないんじゃないかと思えますし、また自然環境、それから晴天率が十勝地方というのはすこぶる日本国内でも多いほうの部類に入っております。十勝晴れと言われるくらいでありますから、太陽光発電、そういう再生可能エネルギーについても立地条件が適しているんじゃないかと思えます。

町長、それから農林課長もご承知かとは思いますが、この地域創生の再生法、これはあらゆる地域に対して連動しているものでありまして、私も農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というのをインターネットで引っ張り出しまして、この中にはやはりちょうど上士幌町の地方に合ったような暮らしですとか移住定住ですとか、都市との

交流館ですとか農村の活性化、これは農林省の中の予算でありますけれども、道の駅を含めて交流施設、農業の施設、そのほかもろもろ、総合的にこれは入っているものです。生産施設ですとか、そういう新規、6次化ですとか、あらゆるものが地域住民の活動支援促進ですとか、土地利用ですとか基盤整備、これは受けているとは思いますが、こういう事業と地域再生法を利用した今後取り組みを進めていただきたいなど。

廃屋の学校ですとか、地方自治体の今は使っていない施設というのも、全てこの中に入っております。ですから、町長が指示すれば農林課長も、松岡課長も頑張ってくれると思います。ぜひひとつ、嫌なことではないと思って、私も支援したいと思いますのでよろしく、町長に本当はこういうことあって、ちょっと議会の方向が違うかなと思うんですけれども、町長が指示しない限りは課長もやりたくても動けませんので、その辺しっかりしたリーダーシップをとってやってもらいたいと思います。

この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これは本当に農林省の予算ですけれども、これは地域創生ですとか地域再生法、かぶさるものでありますので、この辺を利用した中で、我が町の公共施設も含めた中で、あらゆるものを基盤整備含めてやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方の町長の見解を伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 農水関係の農山村の元気にさせるための、そういったための支援策というお話であります。今、いろいろな省庁で結構出てきているんですね。道の駅などについても、従来と違った発想で、単にトイレとそれから駐車場と、24時間そういった体制があれば、道の駅として認定するだとか、そういったことでなくて、今新たにそういった拠点施設がそれが交流の拠点になる。

例えば、今新たに道の駅としてこれからのあるべき道の駅のスタイルとして、従来とこのレベルではなくて、もう一段階も2段階も新たな発想での道の駅というのは、これから進めていって、それが地域の交流の拠点であったり、あるいは産業振興の拠点であったり、移住定住のワンストップ窓口であったり、さらにふるさと納税の拠点である、あるいは外国人からの受け入れするためのインバウンド、そういったところの非常に親切的なインフォメーションを行うだとか、最近で言うと、特に電気自動車の普及が国を挙げて大きな課題になっているということで、そういったステーションですね、新たにステーションを設けて電気自動車の普及につなげていこうだとか、そういった従来にない発想の道の駅のモデル事業も今出てきております。

町としても、今そういったことについては、今までやってきたことの延長上にいろいろなかぶさっているところがありますから、関心は持って、それらの類いのことについて

でも注目をしているということでございます。

今言ったように、それはどこの省庁のどんな政策を、制度を使うかということはありませんけれども、いずれにしても公共施設の再編整備だとか、いろいろなことが町として動き出してきましたし、細々ながらも6次産業化によって新たな産品が生み出されてきたと。さらに、その流れは多分これからも加速するといいますか、いろいろな支援策が出ていくものというふうに思っております。そういう認識のもとで、この農業の新たな付加価値を高めるような振興策だとか、それから新たな雇用だとか、関心を持ってそれらの対応と、それから今まで進めてきていることについては、しっかりとさらに充実させていきたいなというふうに思っています。

特に、技術センターの活用なんかも、これからはもう一回重要なポイントになるんじゃないかなというような指摘も今されているところでもございますので、別に町長だけでなくでもいいですから、議員のほうから、どうぞ叱咤激励をして、新たな政策をやってもらうようにやっていただければなど、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、3番、山本弘一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時19分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時19分）

---

◇ 角 田 久 和 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 私は、将来の人口減少について質問いたします。

日本創成会議は、本年5月に、2040年時点の全国の市区町村別人口を発表しました。これによると、本町の2010年の人口は5,080人、うち20歳から39歳の若年女性は471人。人口移動が収束しない場合、本町の2040年の人口は2,795人、2010年対比で55%、若年女性は153人、2010年対比で33%となっています。2010年から2040年の間に、若年女性が半分以上に減少する自治体は、仮に出生率が大幅に改善しても人口減少に歯どめがかからず、消滅可能性都市と定義され、残念ながら本町も消滅可能性都市になっています。

本町の2010年から2040年までの人口減少率45%は、十勝の同じ程度の人口の町、士幌町38%、鹿追町31%、新得町43%、大樹町31%と比べると大きな値になっています。また、若年女性の減少率67%は、十勝管内の町村で上から3番目に高い値です。



日本創成会議の発表により、総人口及び若年女性の減少のデータから、本町としてどのようにデータを分析し、まちづくりに活かしていくのか、竹中町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 将来の人口減少について、角田久和議員のご質問にお答えいたします。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の本年の5月の発表は、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した少子高齢化の進行により人口が減少するという2040年の人口推計をより踏み込んだ形での内容でありました。

政令市の行政区を含む全国1,800市区町村の半数に当たる896自治体で、子供を産む人の大多数を占める20から39歳の女性人口が、2010年からの30年間で5割以上減り、将来消滅の可能性がある消滅可能性都市と位置づけて警鐘を鳴らすとともに、地方の実情に応じた人口確保策の提言がされました。国はもとより、私ども自治体関係者に大きな衝撃と動揺を与えたところであります。

本町につきましても、消滅の可能性がある自治体という極めて厳しい推計値となっておりますが、引き続き人口減対策に果敢に挑戦していく取り組みが重要であると認識しております。

さきの2010年の国勢調査では、本町の人口が国立社会保障・人口問題研究所で4,837人と推計されておりましたが、実際には推計値を上回る5,080人と、同様の条件下にある町村の減少率に比べ、その率を最小限にとどめることができました。この間の町民の皆様や関係団体、企業の皆様の各種取り組みと、町行政として地域の経済を支える農林業・商工・観光の振興や移住定住を初めとする都市と農村の交流の推進、住環境支援の取り組みなどが相まって、人口減を最小限にとどめることができたと思っております。

現在、町は第5期上土幌町総合計画の着実な推進と、私が選挙で町民に約束した農林業を基軸とした地域経済の振興、子育て・教育・少子化対策、高齢者が安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの構築、人口減少や高齢化する地域社会を見据えたコンパクトなまちづくりと世代を超えて学び交流する公共施設などの具現化に向けた取り組みを精力的に行っているところであります。ご承知のとおり、役場周辺では認定こども園の整備や法人による医療・介護施設の整備などが進められております。

上記のような地域産業の振興、子育て・教育環境の充実など、今日的諸課題に対処した各種施策を着実に推進していくことが、人口減少対策になっていくものと思っております。

先日公布されました、まち・ひと・しごと創生法では、国が策定する長期ビジョンを

勘案し、地方自治体においても地方人口ビジョンの策定に努めることとされております。このため、過去から現在に至る人口の推移を把握し、その背景を分析する人口動向分析と出生や移動の影響等について分析する将来人口推計により、講ずべき施策の検討材料を得ることを目的として、今年度内に作業を行うこととしております。それらのデータ分析結果も参考にし、従来の施策を基本にして、さらに熟度の高い施策になるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 回答書を読ませていただいたんですけども、私の質問の第1のところは、同じ程度の人口規模の町と比べて2040年の本町の人口減少率は高い値が出ている、実際そういうデータなんですけれども、その要因をどういうふうに捉えているかと。だから、ほかの町に比べて、先ほど言ったように数値が高いと。それは、我が町の状況も把握する必要もあるでしょう、ほかの町の状況も鑑みる必要があるんです。

再度、その2040年の本町の人口が高い値が出ている要因ですね、他町村と比較して、そこを質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 それらについては、今、北海道を含めてどう人口分析をするかというような議論のテーブルのところにあるということでありまして。町独自としては、他町村の動向だとか、そういったところまでは把握し切れない。今3月までにそういった各町村も含めて出てまいりますので、もういましばらく時間をいただきたいなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） その件は、資料をつくっていくということなんで、その資料の提出を待ちます。

それで、回答書の中に、2010年の国勢調査で本町の人口推計が研究所の推計値を上回る5,080人だったと、そういう説明をされています。ところが、ここ数年の人口の推移を見ますと、2012年12月の人口は5,072人、この年の人口減が73人です。2013年12月末の人口は5,005人、年間の人口減は53人、しかし、ことし2014年になりますと、2014年1月末には5,000人の大台を割りまして4,995人、その後ずっとことしはもう5,000人の大台を回復することなく、10月末の時点で4,895人、1月に比べて100人の人口減です。ということは、あと2カ月ありますから、12月末の年間の人口減がこの1年で110人程度になるということは予想できるわけです。

第5期上士幌町総合計画では、2021年の人口5,000ということで目標設定して、5,000人のまちづくりを進めて、それでいろいろな計画をつくっていつているわけです。福祉であるとか、産業振興であるとかですね。ところが、今のペースですずっと人口減が進むと、2021年の本町の人口は4,300人くらいを予想されるわけですね。今の上士幌町の本町の年齢構成から考えて、それが大幅に鈍るということは予想しにくいわけです。だから、4年前の数字は5,080人だったと、それはそういう研究所の値よりいい数字だったということは、少しそういう物の考え方は考えもんだと私は思うんです。

それで、地域というのは、あるときに転機があって、それでその節目を捉えて、節目のとき何か対処をしないと危機がじわじわと浸透していくと。その危機がずっと堆積していつて、ある日、その危機が突然雪崩のようにどっと押し寄せてくる。後で振り返れば、あのときは転機だったんじゃないかと思えるようなことがあるんですね。

それで、ことし人口5,000人の大台を割った、それで年間の人口減が100人以上になりそうな、今までと違った状況なんだと私は思うんですけれども、その辺、町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 確かに、ことしの減少率は高いという数字は出てきております。そういったこともありますから、今打てるべき手は打っていかなきゃならん。今回のことしだけのことでなくて、いずれにしても人口減少というのはずっと過去から続いてきている話でありますから、それをいかにして食いとめるかと、なおかつ今の動きで若者が、あるいは女性が都市部に向かっていくという、そういった社会的な流れの中にありますから、それを食いとめるためにもここで子供を産み育てる、あるいはここで仕事をしてもらうという対策は講じていかなきゃならんという前提で、私としてはいろいろな施策を講じているつもりであります。

多分、その後、分析をして、人口問題は3つで増減が出てくるわけですね。その年に何人生まれたか、もう一つはその年に何人亡くなったか、そのことによって、亡くなったほうはマイナスになりますし、生まれたほうはプラスになると。そこでいくと大体は毎年50人から60人の方が亡くなっていると、それから、生まれるほうは大体40人前後であるということで、いわゆる自然減の状況というのはそれは続いていると。

もう一つは、社会的な減少ということだろうというふうに思っております。その分析は、改めて今これからなされるだろうというふうに思いますけれども、1つには、今病院の関係で、改築に当たって人が大きく流れているというようなこともあるのではないだろうかなと、そう思っていますし、それから通いの人がふえてきているのかなと、そ

の辺のことはこれから詳しく分析をしていく必要があるだろうというふうに思いますけれども、少なくとも今までの調査の中では雇用はあると、求人はあるといふ、そういう調査は出てきております。

しかし、現実問題では、その求人に応じて人材の確保ができていくかということになると、なかなかそういう実態ではないといふのも、これまで各農業法人やあるいは事業所を通して知り得る情報であります。

そこで、本当に子育てできるような、そのような環境にあるのかどうかと、この辺は私としては今まだデータの具体的な分析はありませんけれども、自分の経験則として、いわゆる仕事はあるけれども、しかし年収がなかなか厳しいといふことで、結婚して子供を産み育てるのには厳しい状況にあるのかなと。であれば、それらをどう対応するかと、こういった施策については少子化対策として最大限今やっているつもりであります。

いずれにしても、厳しい状況は認識しつつあるといふことと、それからもう一つは、これはある種、明治以降の中央集権が流れの中にあつて、東京一極集中だとか、そういう流れの中にあると。やがて出世は東京でといふような流れの中にあつて、それをもう一度地方に人を流すといふのは大変なことではないかなといふふうに思いますけれども、少なくとも本町に限らず、その消滅可能性の都市が半分あつると、それはそのレベルの差は超えて、それくらいあるといふことでありますから、それをどうするかといふのは、本町としてはそれは最大限努力しなきゃならんといふことと、もう一つは、国レベルとして今の一極集中のそういう地方自治のあり方、集中し、富があるいは人が東京に集中すると、こういう制度そのものが片方で変えていかなければ、なかなか現実の問題として厳しいものがあるだろうといふふうに思っています。

そこで、ちょうど今、地方創生といふ政策的な動きも出てきておりますから、私どもとしてもそういう動きを見据えると同時に、地元としてさまざまな仕事があるといふ前提で、住みやすい環境をどうつくっていくか、子育てしやすい環境をどうつくっていくかと、こういったことに今少なくとも精力的にやっているつもりであります。

これからもそういう思いで少子化対策、人口減少に最大限のエネルギーを傾注していきたいといふふうに思っていますが、先ほどあつたように、町民だけではなくて、町外の人方からも多くの応援をいただいているということもありますから、そういったいろいろな可能性を全てこの地域の活力に伝えるような政策は、これからも精力的にとつていきたいなど、そう考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） そうですね、人口減の対処はひとえに安定した働く場の確保で

すね。なぜ本町が将来の人口減少率は高いのか、私なりに考えてみますと、やはり安定した収入がある働く場が現状として少ないからじゃないかと。第5期上士幌町総合計画の中で住民アンケートをして、重要度と不満足度が一番高いのは、本町の場合、働く場の確保だったんですね。当時からこのテーマはずっと続いているということです。

それで、道内で、今回のデータを見ますと、人口が減らない町、音更とか中標津とか、十勝でも人口減少率は少ない士幌とか鹿追、大樹、これらの町の核となる農産物を加工したり、あるいは製造所があったり、やはり雇用吸収力のある安定した職場があることが、将来の人口減を少なくする、あるいは今と同等にする、その辺が要因になっているんじゃないかなというふうに思っています。

だから、安定した収入の場があれば、若い男女が結婚して、子供を産み育てるといふ、そういう生活の将来設計が立つわけですね。そして、その町で暮らし続ける。その上で、働く場の確保の周りに、子育て支援をぐるっと外堀みたいに囲んでいくと。やはり、核となるところは働く場の確保だろう、そういうふうに思うんですけども、優先順位として私はそういうふうに考えているんですけども、この点、町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 そのとおりだというふうに思います。少なくとも働く場所、職種、内容を選ばなければ、仕事はこの町にあるんですね。特に、農業法人なんかというのはもう慢性的に人が足りないという状況が生まれてきているということでもあります。しかし、残念ながらそこに応募してくれるところがないということ。したがって、外国人の就労者を入れざるを得ないだとか、そういった問題がある。それから、運転業務なんかでも足りない、そんなふうに聞いておりますし、しかし、ハローワークに出してもなかなか人は確保できないという、あきらめに似たような話も聞いております。

今、年収の調査も非常にあらあらでありますけれども、そういった基礎調査の中でしておりますけれども、大体子育て世代350万くらいだとかいう前後の収入、平均でありますから多い人もいるし少ない人もいますけれども。子育てするために日本創成会議が出したのは、年収、共働きで500万必要だということでもあります。2025年ということでもありますから、全国的にそれくらい必要だということでもありますけれども。そこにいくのには、なかなか難しい状況があるとすれば、そのところをどう補完をするかと。急に、経営の中での支払い能力、いわゆる従業員の賃金に回す能力等々のことを考えた上で、難しいとすれば、では行政としてどんな支援策があるのかというのが、今やっている子育てだとか、教育だとか、そういった支援策によって足りない分を補完をしていた

だきたいという思いを持って今の政策を、これは徹底してやっていきたいなというふうに思っております。

たまたま、子育て住宅の制度を、今回は見通しとしては10件になりますけれども、それでは、それを希望しているところが平均すると2.1人くらいの子供の数ということになります。平均、今のところ上土幌町は出生率が1.64、平成24年か23年の数字でありますけれども、1.64くらいですね。全国的に見ると1.4くらいでありますから、少しは高いほうなんですけれども、しかし、人口を維持するためには2.07人が必要だというふうに言われております。

そういった中で、残念ながら、例えば2.1であっても、それは人口は減少をしていかざるを得ないというのが当面続いていきます。これはなぜかという、お年寄りが多いからであります。お年寄りの数が多いということでもありますけれども、それを今からでも手を打っていくということが、やがて人口減少に早目にストップをかけるということにつながっていくというふうに考えています。

ですから、これであきらめるのではなくて、雇用の問題も私どもとして行政としても積極的に求人の情報を流したり、そのようなこともしていく必要があるだろうと思います。それから、子育てするための住宅の確保も必要だろうというふうに思います。個人で建てることもいいですし、それから子育てする世代が安心して住めるような、これまた今、住宅計画の見直しをしておりますけれども、そういった所得の低い人方にどんな住宅の提供の仕方があるのか。ついこの間までは、民間の定住対策あるいは従業員対策としての住宅政策をやってきました。130戸近く建てられておりますけれども、それでも足りないという現実があるわけですね。ですから、住宅が足りなくてよそから通ってきているという、そういうこともございます。

そういういろいろな総合的に子育てするような、安心して子育てする、あるいは結婚できるような環境整備、さらには雇用のマッチングだとかそういったこと、もちろん企業誘致、そう簡単ではありませんけれども、今回企業誘致のそういった動きもありますから、いろいろととにかく打てる手、積極的に大胆に打っていく覚悟は持って、これから進めていきたいというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 最近、マイルドヤンキーという言葉をよく聞きます。聞いたことありますか、ないですか。マイルドヤンキーとは、最近の若者ことを評している言葉です。地元愛にあふれ、家族や友人を褒めるというのがマイルドヤンキーという言葉の若者です。ですから、基本的には大都会に憧れはないし、大都会に輝きを感じていない

んですね。

今は、インターネットでも大都会の情報は入るし、おしゃれとか趣味はネットでも十分満たされると。でも、そういうマイルドヤンキーという若者が多くいるにもかかわらず、なぜ大都会に若者が集まるのか。一度大都会に出ていった子供が、そのまま大都会に居座っちゃって地方に帰ってこない。若者は地方で暮らしたいと思っているけれども、やはり地方の雇用の厳しさが将来にわたる生活設計が成り立たず、大都会に若者を流出させていると、そういう現実があるわけです、地方にとってはですね。

地方に移住したいという、そういう若者は多いんですね、20代、30代、いろいろ調査してみると。ところが、そういう若者が移住することに何を不安を感じるかという、やはり働く場がない、働く場の確保がないということが地方に移住する阻害要因になっているんですね。相当そういう高いパーセンテージで、それをもって地方への移住をとどまされていると。

そういう需要はあるんだけど、今は先ほど申し上げましたようにいろいろな情報は何も大都会へ行かなくても入ってくると。自分のおしゃれしたいもの、欲しいものはネットで買えばいいと。最近では、もう量販店に行くのはショールーミングと言われて、ネットで商品を確認して、それで量販店に行って実物を見て、今度はネットで一番安いところのショップに注文すると、そういうこともあるわけで、やはりネット社会がそういう今の社会状況をつくっているけれども、やはりこの町に帰ってこない。

ということで、若者のそういうニーズに対しての地方の状況が繋がっていない、私は思うんですけども、竹中町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 私も同じような考えでいます。特に震災以降、どう生活、いわゆる人生観というのが、相当変わってきているのではないだろうかということでもあります。便利さだけではなくて、自然の中で本当に、多少給料は低くてもそこで心豊かに子育てをしたい、安心なところで子育てをしたいと、そういったニーズは特に高まってきているというふうに思います。

物の商品なんかについても、今お話しされたようなことで、ネットのその市場というのはどんどん毎年高まっているということでもありますから、以前この町で子供たちに不便なことと聞いたら、サンクスがないだとか、それからコンビニがないだとかとありますけれども、もうそういったことはデパートがなくなつて、全然それは決して不自由なことではないということだろうというふうに思っています。

したがって、その町の魅力、価値観あるいは人生観なんかも随分変わってきていると

いうふうに思っていますから、したがって別にこれからも同じようにどんどん都会が憧れの場所であって、そこに最新のファッションだとか、あるいは文化だとか、時には行って確かめに肌で感じてくればよいことであって、その中が一番幸せだというのもどうも崩れてきている若者も、僕らも含めてですけれども、そういう時代ではなくなってきたのではないだろうかなというふうに思っています。そんなんでは、大事なことは雇用の創出、少なくとも基幹産業を軸にした雇用がこの町にとっては一番ふさわしいと、そんなふうに思っております。

そのほかに、安心してかかれる医療だとか、もう一つ大事なのはいっぱい子育てと教育だろうというふうに思っています。結婚して子供たちがご夫婦にとって一番気がかりなことというのは、自分の子供をどんなふうにして育てるのか、教育環境をどんなふうにするのかというのが、最も不安な要素の一つだろうというふうに思います。したがって、大体、北海道の中でもそうですけれども、札幌から十勝に赴任するときには単身赴任で来るというのも、その単身赴任の理由の一つには子育て、教育の問題があるのではないかとことを思っております。

その辺のことについては、今、どんどん認定こども園から生涯学習センター、それから学童保育所等々動き出しておりますから、単にハードのことだけでなく、量と質の問題、安心してここで子供たちを子育てできる、教育を受けさせるような、そういう環境をつくるのが、やがてこの町に来て住んでみたいというふうに思ってもらえるのではないだろうかなと、そういう思いを持って今の政策が動き出しているということであります。

時間が少しかかるかと思えますけれども、これはこの町のいろいろな資源がありますから、体験できる資源やあるいは食生活の安心できる資源、これらもありますので、決して資源として不足するものではないと、これをしっかり磨いていって、政策化していけば僕は評価されてくるというふうに思っています。

今お話しあったように、ことしは特に厳しい人口減になっておりますけれども、だからといってあきらめることはなってはならないと、全てに絶望を感じることもないだろうというふうに思っております。そういう意味では、皆さん方のこういった議論を含めて、僕はいろいろな可能性ということがあるだろうと思えますから、ぜひ魅力でこの町が輝いて若者が来るように、お互いに頑張ればよいなと、そんなふうに皆さん方にもお願いをしたいなと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 雇用機会をつくるという点においては、観光は大きなポテンシ



ヤルを持っています。

先日、京都の嵐山に行ってみたんですけれども、平日なのにもう歩道にびっしり観光客がずっと歩いている。どうも見ていると、やはり東洋人がほとんどで、西洋人の方おられましたけれども、今からは外国人観光客の誘客というのが、観光を発展させるには考えていけないといけないんだと、もう波はそこまで来ているという感じです。

先般も、私の女房が旅館をやっているんですけれども、平日の夜にふらっと外人さんが2人来られて、ぺちやぺちやとしゃべられて、それでうちの夫婦もパニックになっちゃったんですけれども、よくいろいろちょっとやりとりしていますと、スペイン人の夫婦の方なんです。何でスペイン人の夫婦の方が、ピンポイントで予約もせずにこんな田舎町の旅館に入ってきたのかなと、女房と首かしげながら話していたんですけれども、次の朝、御機嫌にチェックアウトをしていただいたんですけれども、やはりもうそういう時代がひたひたともう我々の周りに来ているんだと、そういうふうに思います。

ただ、観光という面で見たら、まだまだ生かし切れていないと、本町の観光はですね。糠平に観光協会を移したんですけれども、去年、ことしと見ていると迷走している。方向性はどうも観光協会の事務局自体も迷っているし、そして、第5期上士幌町総合計画の中では、法人化の検討ということも明記されているんですけれども、それもまだ話題にならない。やはり農業が一番の柱ですけれども、短期的に雇用吸収力を上げるには、観光というのは大きな柱なんです。町長は先ほど、ほかの議員の一般質問の回答に、町全体のエコミュージアム化というような言葉で表現されていましたが、どうもその辺がまだ線が細いんじゃないのかというふうに思うんですけれども、それに対して町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 いつも、ここの資源は1級品だけれども、これをどう活用するかというのが大きな課題だということでもあります。最大のこの観光における課題として今まで捉えてきたのは、何といても糠平の環境省のビジターセンターを軸にしたエコミュージアムであるし、ビジターセンター等のその整備がまずは第一の優先課題としてこれまで取り進んできたということでもあります。

議員もいろいろな形で委員会の中にかかわってきてくれたというふうに思いますけれども、何度となく計画はつくって、そこでストップしてしまったということがありましたけれども、ようやく昨年その自然館という形で施設が整備された。これはやっぱり大きな糠平、今、エコミュージアム、町全体を観光というふうに見立てているわけがありますけれども、その中核にならざるを得ないのは、温泉を持って、それから山を抱え、

あるいは川を持っている、その糠平だろうと、そんなふうに思っております。

その糠平の出発点となるのが、環境省との連携による施設の整備、あるいは周辺の遊歩道等の整備が一番の課題ということで、これまで優先的なテーマとして、お互い、観光協会含めて共通の認識でやってきたというふうに思っていますが、それが動き出したというのが非常に大きな意味を持っていると。これからの観光の、あそこをスタート台にして、これからいろいろな整備が加速していくということであります。

ご承知のとおり、糠平のホテル、廃屋の問題だとか、あるいはこの後新年度に向けて検討したいなというふうに思っていますけれども、廃屋の施設の整備のことだとか、これらがあの自然館の動きを、あの建設を通して急に今広がりを見せてくるというような段階に入ってきたというふうに考えております。

そこでは、糠平から広がりを持ってナイタイ高原牧場だとか、それから田園の風景です、防風林に囲まれた大きな町の農村の景観、見なれた私どもとしては日常的に当たり前に見えますけれども、観光客にとってみれば広大な北海道より北海道を象徴しているという、そういう評価もありますし、それからサイクリングロードのコース、ことしも韓国、台湾のほうからサイクリングの関係者が三股からいわゆる試乗で来たのと、それからナイタイに向けての試乗をしております。大変高い評価を得ております。

そういう糠平が1本動かしたことによって、上士幌町の大きな観光のスケールメリットを生かして、これからいよいよ動いていくという、そういう今レベルに来ているのではないだろうかなと、こんなふうに思って、観光も多分これから大きく変わっていくだろうという期待と、そのための施策は講じていきたいなと、そんなふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 最後の質問なんですけれども、日本は国なんかには言わせれば人口1万人が1つの自治体の単位だと、そういうふうに国のほうではいろいろな機会に言っているんですけれども、フランスの基礎自治体というのは大体1,300人が平均だそうです。それでも、その小さなコミュニティーでもその町の人は幸せに暮らしていると。それで、その基礎自治体でやれないことは、周辺の自治体と共同で組織をつくって対処していると、そういう暮らし方、生き方もあるんです、組織のあり方が。

だから、どちらにしても、日本人は減っていくわけですし、人口減を、人口が減っていくことに対して余り恐怖感を持たずに、人口減との共生といいますか、人口減を受け入れて、とともに生きていく、そういう物の考え方もありだと思えます。

私は先ほどから、人口減に対して5,000人を割ったとか、これから何十年後にはこういう人口になってしまうと、下手したら地域の崩壊であるとか、消滅してしまうとか、

そういう考えで今回の日本創成会議は出ているんですけども、反面、小さな自治体、小さなコミュニティーであれば、まだ目の行き届くところもあると、そういう反転の思想が要るんじゃないかと思うんです。

ですから、そういういろいろな物の考え方、いろいろな価値観もあって、そしてこれからの本町は、要は町民が幸せであればいいわけですから、雇用の場であろうと、あるいは福祉であろうと教育であろうと、そういう小さなコミュニティーでも住民が幸せなまちづくりもありかなと思うんですけども、それに対して町長の見解を質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 人口減少というのは、やっぱり経済にとっては非常にマイナスであるというふうに思うんです。ですから、その努力はしていかなければならないということでもありますけれども、しかし現実の問題として、この少子高齢化、圧倒的に高齢者の数が多くて子供が少ないということですから、自然減、自然増になるというのは、これは例えば今1人当たり3人子供を産んでも、自然減、自然増には今の中では難しいんですね。よそから来て、初めてどんどん若者が来て子供を産めば別ですけども、今この町の中だけで子供が1世帯当たり3人産んでも、それでも残念ながら自然減にならざるを得ないという人口構成になっている、構成上これはもうやむを得ない状況になっている。

したがって、若者がよそからでも来て、雇用でも来てもらって、そして子育てすると、そういういわゆる社会的な人口移動によって、そこをなおかつ少しでもまた現状にとどめるかということは、これは努力していかなきゃならないと思いますが、少なくとも、今ここにいる若者が、若いご両親が2人に限らず、3人でも4人でもこの町で子供を産んで育てたいというような雰囲気になれるような政策は必要だろうというふうに思っております。そのことによって、多分そういうことであればよそからもこの町は子育てする、あるいは教育を受ける、そのような町になるんだろうなというふうに広がっていくはずだろうということでもあります。

ようやく今、そういったいろいろな政策を打ち出したところでもあります。例えば、幼稚園のところについては無料化にすると、このことによって随分と経済的な負担軽減が図られるだろうと、年間にすると子供が2人なり3人いたとすれば何十万かの負担軽減になるだろうと。そうすると、給料が多少都会よりも低くても、きっと同じくらいの生活レベル、物価もここは安いところありますからそういうところありますし、なおかつ、この町で人との出会いだとか、あるいは生き方の問題としてここでいいというような評価をしてもらえれば、人口の減少なり、それも歯どめにかかることはできるんで

はないだろうかなと思います。

長い時間かかります、人口を維持するためにも、人口を最小限にとめるためにも非常に時間はかかりますけれども、今手を打たなければ、やっぱりもっともっと人口減少というのは加速する危険性があるということです。もちろん、少なくとも安心して住めるということがこれは大前提でありますけれども、そのためにも子供たちを産み育てることも安心してここで育てるための大事な条件になりますし、それからお年寄りも介護からあるいは医療、生活も含めて安心して住める町と、こういったまちづくりを進めることが結果的に人口減少の歯どめにもつながっていくんでないだろうかなと、こういうふうを考えておりますから、総合的な政策になります。

いずれにしてもここにいる人方、今おっしゃったように、その人方がこの町はいいなと、このように思っている町だとすれば、やがてその人口減少は、どこかの段階で歯どめはかかっていくだろうと、それが20年先なのかもわかりませんが、今からその手をしっかり打つということでありまして。それが、将来にとって、この町が持続的に発展をする、あるいは将来にまだ上士幌町が営々として営みがなされるということにつながっていくんだらうというふうに思います。

今お話しされたことは十分理解するところでもありますから、そういった意味でいずれにしても思い切った政策、さまざまな政策はこれから打っていく必要があるだろうというふうに思います。改めて、そういった意味でも、今全国からの応援というのは僕は非常に力強いバックアップ体制が片方ではあるなど、これはよその町にない大きな私どもは力を得ていると、あるいは応援を得ているという思いもありますので、5,000人町民もそうであります。それから、4万人、5万人の多くの国民の方々のそういった支援、ぜひいい町にしてほしいというメッセージもたくさん寄せられておりますから、議会の皆さんとともに、この町をいい町にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、7番、角田久和議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は、5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午後 3時07分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時17分)

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 私は、大きく2点にわたり一般質問を行います。

1点目、高齢者が安心できる介護保険制度にするために。

介護保険制度は、平成12年度からスタートし、来年5回目の改正が行われますが、6月に医療介護総合法が成立し、ますます十分な介護を受けられないと心配されます。国の責任あるサービスを投げ捨て、地方自治体の裁量に委ねるものです。国に対しては、従来どおりのサービスが保障されるように要望すると同時に、町独自の施策で安心できる介護保険制度にするべきです。

以下、質問いたします。

1点目、要支援1、2の方のホームヘルプサービスとデイサービスが、介護保険から町の地域支援事業に移行することになっています。ただし、平成29年3月まで今の制度を継続できますので、実施の延期と従来どおりのサービスの提供ができるように検討を行うべきです。どのように実施するのか、その見通しについて質問いたします。

2点目、保険料の軽減の問題です。平成27年度より老人保健施設、地域密着型特別養護老人ホームが開設しますので、保険料の引き上げも心配されます。政府の見通しでは、全国平均月額8,200円になるとしています。国は、低所得者への軽減を行うとしていますが、いずれにしろ今より上がることには変わりありません。町として軽減策をとるなどするべきです。

3点目、介護認定の問題。新制度では、市町村窓口の判断でホームヘルプサービスとデイサービスは介護認定を省略できるとしています。省略された方は、非該当の扱いになって、十分なサービスが受けられなくなってしまう。この点も、従来どおりきちんと認定できるようにするべきです。

4点目、利用料の減免の問題です。今、町独自の施策で1割負担分の25%補助しているが、この制度を引き続き実施し、さらに町の補助をふやすべきです。

5点目、町独自の三愛介護サービスは、高齢者の要望を聞き、さらに充実を図るべきです。

2点目の質問です。高校卒業までの医療費の無料化を。

上土幌町は、医療の面でも子育ての面でもかなり充実が図られてきています。医療の面では、管内の中の先陣を切って、中学卒業までの医療費の無料化を実施してきました。そのことが、管内、道内的にも影響を与え、平成25年4月1日現在、管内では14自治体

が入院、通院等の助成を行っています。

本来なら、国の制度で子供だけでなく、高齢者等も含めて無料にするべきところですが、このような地方自治体の取り組みは確実に国の施策に生かされていくと実感しています。

次の課題としては、高校卒業までの医療費の無料化を実施すべきですと考えます。以前も質問したことがあります。助成自治体がどんどんふえ続けています。平成25年4月1日現在、北海道内では入院、通院等で助成をしている自治体は13自治体に広がっています。

ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金事業について、保健福祉課からも要望が出ています。いざというときに誰もが安心できる子育ては、必要な課題です。基金を直接充当させるかは町長の考えですが、これこそ子育て夢基金にぴったりの事業ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 山本和子議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、高齢者が安心できる介護保険制度にするためにであります。

少子・高齢化を背景に、社会保障制度改革の一つとして、介護保険制度改革と医療提供体制の改革を一体的に進める地域医療・介護総合確保推進法が本年6月に公布され、介護保険制度は地域包括ケアシステムの構築とサービスの充実を重点化・効率化を一体的に行う改正となります。

1点目の要支援1、2の軽度者に対する地域支援事業への実施延期と従来どおりのサービス提供の検討を行うべきとのことでありますが、この移行期間については遅くとも平成29年4月までに全市町村が実施することとされております。高齢者の急速な増加と高齢者のみの世帯の増加により生活支援ニーズが拡大し、介護保険給付だけでそのニーズに応えるのは困難な状況であることから、多様な主体による多様なサービス提供を組み合わせることで介護予防にもつながるなど、高齢者支援のあり方を介護保険給付から住民主体の多様なサービスに転換していくことが必要となっております。

本町では、地域支援事業に移行するための体制整備に向けて、平成27年度はその準備期間として総合事業のあり方を検討する協議体を設置し、既存の体制（予防給付）からの移行方法とあわせ、民間、関係団体、住民主体の組織等による多様なサービス提供をつくるための資源開発や介護支援サポーターの養成など、多様なサービスが地域で提供できるよう、新たな支援体制づくりに取り組んでまいります。また、予防給付の地域支

援事業への移行実施時期につきましては、町民への十分な説明やご理解をいただきながら決定してまいりたいと考えております。

2点目の保険料についてであります。現在、第6期介護保険事業計画の策定において、三愛計画策定委員会にてご審議をいただきながら、施策内容やサービス給付見込み量について検討を行っているところです。高齢化の進行とともに、介護保険サービスの利用は年々増加傾向にあり、さらに新たなサービスとして地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、通所リハビリテーションなどのサービス提供に係る保険給付の増加により、保険料の上昇は避けられないものと考えております。

国では、低所得者に対する保険料負担の軽減におきましては、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定とするため、多段階化を図るとともに、介護保険法の改正により新たな公費を投入して低所得者への軽減を行う予定としております。

本町においても、保険料の多段階化を図るとともに、介護保険準備基金の一部活用により保険料上昇をできる限り抑え、過度の負担とならないよう十分に配慮を行った上で、保険料設定をしてまいりたいと考えております。

3点目の介護認定の問題についてであります。新制度における介護認定の省略は事務の効率化でもありますが、利用者にとっても迅速にサービスにつながることもできるよう配慮されたものです。相談窓口である地域包括ケアセンター職員が、利用者やご家族のニーズを把握し、利用者の立場に立った適切なケアマネジメントを実施した上で、認定調査の必要があるか否かの判断をし、安定したサービス提供につなげてまいりたいと考えております。

4点目の利用料の減免についてであります。本町は平成13年10月より、低所得者に対する利用負担の激変緩和及び在宅サービスの利用促進を図るため、介護保険サービス利用時の自己負担の軽減を段階的に見直しながらも、低所得者に配慮すべく今日まで事業を継続してきたところであります。

本軽減制度は、平成27年3月までとなっておりますが、今後新たなサービス提供も予定しており、住みなれた地域で安心して自立した生活を継続するためには、地域包括ケアを中心とした在宅生活継続のための支援を充実強化していくことが重要であり、低所得者への軽減制度は引き続き必要であると考えております。今後、軽減の対象者や対象サービス、軽減率などについて、新たなサービスの利用促進や低所得者への支援など、本事業の趣旨に沿った見直しを検討してまいりたいと考えております。

5点目の三愛介護サービスの充実についてであります。三愛介護サービスにつつま

しては、従来より介護保険サービスの補完的サービスとして提供している町独自のサービス事業であります。昨年実施した日常生活圏域ニーズ調査において、介護が必要になったときに安心して利用できる制度の充実と、家族の介護負担が軽減できる制度の充実を要望する方が多くありました。また、地域活動やボランティア活動へ参加したいという意向も多くありました。

三愛介護サービスの継続に当たり、住民サービスを踏まえたサービスの充実とあわせ、元気な高齢者による地域でのサポートも期待できるものであり、元気な高齢者が活動できる体制づくりについても、関係者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、高校卒業までの医療費無料化をであります。

高校卒業までの医療費無料化についてであります。本町は平成20年8月より北海道の事業として実施してきた乳幼児医療費助成事業について、町独自で対象年齢を中学卒業まで拡大し、所得制限を設けないこととした子ども医療費助成事業として実施しております。

本事業につきましては、開始から6年が経過し、事業費として年平均1,600万ほどを支出しており、義務教育期間までの子供の保健向上と子育て家庭への経済的負担軽減により子育て環境の向上を図ってまいりました。

北海道内における高校生以上への事業の拡大につきましては、道の調査によりますと平成26年4月1日現在、1市15町が実施している状況です。また、十勝管内ではまだ実施されている市町村はない状況であります。

今般、全国的に人口減少社会に突入し、本町においても同様の流れにあることから、いかに人口減少を食い止めるか、その対策が喫緊の課題となっております。その対策として、子育てと教育を基軸にして、幼児教育・保育の充実、子育て住宅、子育て世帯の就労、子育てと医療・福祉など、子育てに関する総合的な施策をもって、ストップ少子化の施策を展開しているところであり、安心して医療を受けることができる環境を整えることも意義ある施策と考えておりますので、現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） できるだけ質問を手短にしますので、答弁のほうも手短にしながら、時間的にも結構押していますのでよろしくお願いいたします。

初めに、要支援1、2に対するサービスの問題ですが、当面、検討時期として2年くらいは先送りしましてから実施するということですので、今後2年間、約1年ちょっと



かけて十分審議されると思うんですが、3点質問したいと思うんです。

従来どおりサービスを、多分制度がよっぽどのことがない限りまたもとに戻ることにはなかなか難しいと思うんですが、では、町独自できちんと従来どおりのサービスができるようにするべきだと、そういう点について、1番目は専門性の問題、ホームヘルパーさんの問題とか、単なるボランティアではなくてきちんと専門性を身につけた方がきちんとやると。それから、十分なサービスができるものと。それから財政の問題です。財政は、今までは介護給付の3%を支援事業に使えると、しかし今度は多少金額が10とか5とか上がるらしいんですが、いろいろなサービスをしようと思つくと、その中でおさまりませんので、町独自の財源を使わないと従来どおりのサービスができないんじゃないかと、そういう点について一般財源の持ち出しも十分検討すべきと、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ますますこれから少子高齢社会に向かっていくということでありまして、高齢者が安心して老後を生活できるように、そういった環境整備はしていきたいということでありまして。そういった意味でのサービスについて、いろいろなことを含めてでありますけれども、低下をして前よりもひどくなったというのは時代に逆行することになるだろうというふうに思っています。安心して老後を生活できるような、そういう体制整備については、心配ないように対応していきたいというふうに思います。

それから、それらに対してどういう人方がかかわっていくのかということでありましてけれども、専門性を持った人もそれはそれとして必要でありますし、それから今度は町全体としてどのようにお互いにかかわりを持つかというのが大きなポイントの一つになってくるだろうというふうに思います。全てを町の財源で福祉施策をやるということは、これはもうどんどん高齢者もふえてくることでもありますから、非常に難しい話であると。したがって、町全体でどのような仕組みをつくっていくかというあたりがこれからは一つ大きな、また福祉のあり方についての政策課題になっていくんじゃないだろうかと、このように考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 町のいろいろなサークルとか、社協も含めていろいろな団体の力をかりて、ボランティアとして活躍してもらうのも物すごく大事なんですが、そこにきちんとあるのは専門性、科学性、医療の問題含めてきちんと柱がないと、単なるボランティアでやっていいという、国のほうはややそういう傾向がありますので、そこはきちんとやっていかないといけないのかなと思っています。

ですから、ボランティアの養成含めて、これから多分いろいろな支援サービスの講習会等開かれるかと思うんですが、それもしながら、きちんと今まで要支援1、2の認定を受けた方が、ぽんと来て、非該当でサービスも週一、二回ちょっとお茶飲みしていいよというふうにはならないと思うんです。そのとききちんとサービスを受けるためには、1週間に何回来るとかになると、きちんとやるとなるとやっぱりお金がかかります。ボランティア無償じゃありませんので、その点についてはきちんとやった上で、これから計画をつくる上でどういうサービスをどういうふう提供するかと。そうすると、どうしても国が言っている介護給付の、ちょっと率はわかりませんが限度額がありますので、そこからは絶対、私はいいいサービスをしようと思えばはみ出ると思うんです。

そのこともきちんとやらないと、せつかく予算をこれだけと見て、それからはみ出たらだめだとなっちゃうと、せつかく要支援1、2の該当する方が、地域支援事業に来たとしてもよくならないと。逆に医療のほうとかに行っちゃうと、逆に医療費かかったりしますので、その点について十分財政も含めて検討すべきと思いますが、さらに質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 いずれにしても、要支援からいわゆる介護度の高い人方も含めて、それらをどのような支援、環境といいますか、医療だとかあるいは介護施設だとか包括ケアのサポートセンターだとか、社会福祉協議会だとか、いろいろなところがどのようにかかわっていくかということが非常に大切になってくるだろうというふうに思っています。

ですから、今お金云々というよりも、いずれにしてもここにいるお年寄りが安心して老後を過ごしていけると、そういうシステムはしっかりつくってきたいというふうに考えております。

そこに財源は、町独自で湯水のように出てくるわけではありませんから、それをそれぞれの、場合によっては保険料のこともこの後出てくるだろうと思いますけれども、そこでのサービスのあり方だとか、あるいは予防の段階でのサービスのあり方だとか、さまざまなサービスの提供がありますので、それに応じたような対策はしっかり講じていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 3点質問させてもらいましたので、これから検討に入りますので、十分配慮して計画をつくってほしいなと思います。担当の課も本当に苦労していると思うんです。国がよくするならまだしも、私から言えば悪くしたと私は思っています

ので、それについて十分担当課のほうで町民のサービス、福祉のサービス、高齢者へのサービスを悪くしないようにぜひお願いします。

それから、次は保険料の問題ですが、これが一番町民の関心だと思うんです。サービスをすればするほど保険料が上がると。特に上士幌町は次年度以降から老人保健施設もできますし、特老もふえますので、それだけでも多分保険料が上がるのではないかと物すごく思います。現在、今の年度は月額3,927円ですので、ちょっと今すぐどうのこの言えないと思う、全国平均は8,000円を超えていると、町も4,000円は超えて5,000円近いのかちょっとわかりませんが、かなりきついと思います。

それで、答弁にもありましたように国の制度で低所得者の保険料軽減する制度が、国がお金を入れてやります。だけれども、保険料自体が上がっていますので、上がった保険料を軽減しても、今の保険料から見れば上がると思うんです。それから、さらには下げて月額1と見ましたら0.3は下がるんですが、高い方が私の資料では1.7倍まで上がるという資料もあります。

ですから、下がる方は下がったにしろ現在よりも高くなって、上がる方は1.7ということは1万に近いのかと、ざっとそういう保険料になります。その点について、国の制度も利用しながら町独自の軽減策とか減免策をとれないのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 サービスと負担というのは、どうしてもこれは一連のものになってきますので、十分なサービスを受けたということであれば、それなりの応分の負担はお願いしなきゃならんというのが大原則だろうというふうに思います。

今お話しあったように、これまでも3,000円台で何とかおさまってきたということでもありますけれども、この3,000円台というのは、管内的にもそうですし、全道的にもあるいは全国的にもかなり負担は少ないほうだろうと、そんなふうに思っています。

これは、それぞれが介護にならないように日常的に健康を維持しているということもあろうかと思えますけれども、そういったこともこれからも必要でないだろうかというふうに思いますが、どうしても、この答弁でもさせていただいたように、いろいろな施設が、サービスがさらに充実してくるということでもありますから、この負担増は避けられないというふうに思いますが、上げるということは決してうれしい話ではありませんし、つらいことでもありますけれども、安心して最高のサービスを受けられる、安心して老後を受けるためにも、お互いに負担は分かち合っていたかなければならぬだろうということで、そのことはお願いをしたいなというふうに思います。

しかし、できるだけ、許される範囲で負担にならないようにどんな方策が、限られて

いますけれども、もともと財源がなければ、財源というか、町に特別の裕福さがあれば別ですけれども、どこの町村も同じような財源の力量でありますので、そんな特別の飛び道具はありませんけれども、しかし、できるだけその負担については軽減というか、上げ幅を8,200円までという国の試算がありますけれども、そのようにならないように努力していきたいなというふうに思います。

基金も若干ありますけれども、それも全部取り崩してしまうということも、それもできませんので、後々に介護制度が安定的に運営されるためにも、そここのところの取り崩しについても慎重にしながら、総合的に最終的な保険料の設定をしていきたいというふうに思っております。十分検討させていただきたいなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 町独自の介護保険料減免制度をつくってほしいというのは従来から言っているんですが、なかなかそれはそう簡単にできそうもないようですので、絶対できることを質問しますので、上土幌町は国の制度に合わせているんですが、それよりも区切って柔軟にしていっていいと言われているのは、段階が結構、9区分になっていますので、それは従来どおり多分、今度の国の基準も結構段階を分けていますけれども、町独自では細かく分けると該当する方が下に行くか上に行くかで保険料はかなり違いますので、それは従来どおりきちん9区分なのか、次またわかりません、区分をふやすのと。

それから介護保険基金がわずかというか6,637万円、平成25年度末、前回はたしか2,000万円くらい入れたはずなんですが、これを全部入れたとしても本当に月額数百円しかありませんが、それでもこの基金を、約7,000万円基金をどれくらい崩せるものか、半分崩すものか、基金を活用しながら軽減すると言っていますので、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 介護保険、そしてまた保険料を支払う方々にとっても将来的にも安定した保険制度を確保していかなきゃならんと。それから、突然大きな負担を求めても、これまた年金生活者あるいは低所得者にとっては大変なことでありますから、将来も見据えて、ある財源も大事にしながら、そしてまた、それぞれまた負担をお願いしたいというふうに思います。

段階については、それなりにきめ細かく段階設定をしていきたいと、そんなふうに思って、特に低所得者のところの年金生活者というところは、やっぱり相当厳しいんだろうなというふうに思います。というのも、経済動向、特にデフレも問題ありましたけれども、インフレになるとまたそれはそれとして非常に負担増になっていくと、いわゆる

貨幣価値が下がるということですから、年金もそれなりにまた下がってくるという、そういう問題もあります。

それから、年金が上がるにしても後追いになってくるということがありますので、そんなことを考えますと、低所得者の人方も厳しいだろうなと思いつつも、しかし、介護保険制度をしっかりとサービスも充実していくということになれば、みんなで助け合っていくという、そういう基本的な精神を皆さん方をお願いをして、健全な介護保険制度を運営していきたいというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 精神論だけではなかなか難しいもので、先ほど若干資料を持っていながら質問しなかったんですが、前は基金を4,000万円崩したんですね。崩して、月額のあるでいけばわずか503円軽減できたんです。ですから、今回6,637万円の半分3,000万崩したとしても、若干月額にすれば300幾らしか軽減されないと思います。6,000万全部崩しても600円程度、本当にそんな感じで、基金自体もかなり8,000万とかあったこともあるんですが、今はそんなにありませんので、基金をまず入れながらわずかでも軽減すると。その次に、先ほど言いました所得の少ない方の施策をもうちょっと細かく区分を区切ると、それは必ずできますので。それと、さらには町独自の軽減策をぜひとってほしいと思うんです。

先ほど言いました所得の少ない方も大変なんですけど、多い方の1.7といたら、私幾らになるんだろうと物すごい、所得があつて税金を払っている方の税金がかなり高くなると思うんです。その点についてぜひ、これから多分来年の3月くらいには条例案が出ると思うんで、それまで十分検討してほしいと思いますが、再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 この保険制度については、最終的には国がどういう方針を出すのかと。少なくとも今、町の財源そのものというのは全体では1割自治というふうに言われるような、もともとそういう状況であります。議員がたまたまというか、毎回質問されますけれども、いろいろな基金があるのではないだろうかという話をされますけれども、やっぱりこれは将来に向けてしっかり町政運営あるいは介護保険制度を運営していくためには、その辺は負担する皆さん方のことも考えながらも、ぎりぎりのところでいつも考えさせていただいて、料金設定もさせていただいています。

今の料金も、お話しさせていただいたように管内でも最も低いほうの一つであります。そしてまた、もちろん全道の中でも最も低いほうの部類に入ることでもありますから、そういったこともひとつ勘案させていただいて、どこまで皆さん方をお願いするか、

十分悩みながら検討することになるだろうと思いますけれども、その結果についてはご理解を賜りたいなど、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 介護保険の問題で4番、5番につきましては前向きに検討することですので、省略しますので、最後に認定の問題だけ質問させてもらいたいです。

認定の問題で、従来でしたら高齢者が申請をしたら介護認定を受ける、要支援1、2から5度までありますが受けられるんですが、今回は窓口で結構チェックしながら認定会議にかけるかどうかをやるというふうに変わったと聞いています。そうしますと、要支援1、2の方が介護認定を受ける前に外されちゃうんではないかということがあります。そうすると介護認定を受けられませんので、その点について、それは町独自の政策としてきちんと申請が上がったら、もちろんチェックしますが、介護の申請のほうに介護認定会議にかけるようなふうには持っていけないといけないと、その点についてどういうふうにするのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 担当する職員のほうも、その介護の度合いについてはしっかりと専門性を持って判断をしているというふうに思っております。ですから、介護度1だとか2だとか、必要な人方についてはそれなりの認定を受けられるような対応をするだろうと思いますし、多分軽度の人、そこまでいかないという、その判断を専門性を持ってするということになるだろうと思います。

ただ、人のやることでありますから、そこに何らかのふぐあいといいますか、疑問だとかあれば、それはしっかりと本人から申請して認定の審査を受けることができますので、その辺については、何といいますか、ふるいに分けるだとか、そういう個人的な思いを持って判断をするということはないだろうというふうに思っています。今までの経験を踏まえて、客観的なレベルでしっかり判断して、そごのないような対応をしていただけだと思いますし、万が一そうあったとしてもそれはその後の事後の対策がしっかり認定を受ける、審査を受けることができますので、心配のないようにはしていきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 町長の答弁のとおりだと思います。

国は何でこういう制度をしたかという、認定を受ける前に窓口でこの方はチェック、私はチェック項目は見たことは、余り詳しく見ていないんです。そこでチェックしなが

ら、それならいいよというふうに、要するに水際作戦で介護認定を受けないようにするための多分政策だと私は思っています。

ですから、町独自の担当者が、利用者が町に申請したときにきちんと、チェックはもちろんです。きちんと従来どおりの形で申請を担当介護認定の会議にかけるようにすると。そうしないと、町職員の意識といいますか、モデル事業をやったところでは、結構水際作戦で追い返したという例もあるというふうに聞いています。

それと、そういうサービスを、例えば今でもあるんですが、要支援1だった方が外れちゃうとサービスを受けられないと。その方が要支援1の認定を受けると、外れたら健康になったんでないのかというけれども、結局サービスを受けられないことは自分には不満というかメリットがないと、逆にね。そうすると要支援1を受けたほうがサービスを受けられるからいいんだというふうに、その微妙なところというのがすごく本人にとっては、要支援1のほうがいいのか、非該当がいいのかというのは微妙なんです。

そうすると、今まで受けられたのに来年度以降、何で外れたんだろうと、健康になったからいいんじゃないのと言われても、やっぱりサービスを受けながら自分がリハビリしながら一生懸命介護を受けられないように努力しています。その方を助ける意味でもきちんと要支援1なら1と、2なら2というふうにきちんと認定されてサービスを受けられるようにしたほうが私はいいと思うんです。

その点について、認定の問題について、これが多分来年度以降、27年から始まる中でこれは多分即しなきゃいけない課題だと思っています。その点について再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今の話は非常に微妙な話になりまして、個人の自分の自意識の問題もありますし、客観的にやっぱり判断をしていくということが必要になってくるだろうと思います。いずれにしても、住民とそれからサービスする側との、あるいは行政との信頼関係というのは、いろいろな意味で大事なことでありますから、お互いにしっかり納得した上でその結果を出していくということが必要だろうというふうに思いますし、多分、担当のほうはそういうコミュニケーションもしっかりした上で理解を求める、あるいは判断を下すということだろうというふうに思っております。

これからまた、特に医療関係も在宅での医療だとか看護だとか介護だとか、いろいろな意味での、いわゆる軽度の人も含めてきめ細かく、いろいろなところでのサービスを受けられるサービス提供も出てくると思いますから、多分そういったところともいろいろと情報交換をしながら、適切な判断がなされていくというふうに理解をしております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 上士幌町の保健師さん、それからケアマネジャーの方含めて、本当に皆さんから信頼されておりまして、相談に行ったらいろいろやってくれと、それから名前は言いませんが、保健師さんも私がやっているサークルに顔を出してくれて、どうやってやっているのというふうに本当にきめ細かにいろいろ聞いてくれたり、何とかしようと努力されています。

それで、本当に信頼関係大事ですので、国がこう言ったからこうじゃなくて、町としてどういうサービスをするのかと、町民とどうかかわるのかと、それからできることは何なのかと、予防なのか、支援なのか、介護なのか、それを本当に見きわめながら、一人一人をきちんと細かに支援してほしいなと思っています。

それから、いつも言うんですが、そのふれあいプラザに来れる方はいいんですが、来れない方が地域に結構いるんです。なかなか歩けないからとか、介護認定を受けたらいいんでないのとか、こういうサービスを受けたらいいんじゃないのと言っても、なかなか出たがらないと。それはやっぱり地域が支えないと、担当課だけではとても無理ですので、地域が支えなきゃいけないと思います。それも含めて、やっぱりどういうふうがいいのかこれからの課題になると思います。それは答弁いいですので、ここで議論させてもらって、来年度以降に生かしてほしいなと思っています。

あと、医療費の問題ですが、多分前向きな答弁なのでやる方向での検討だと私は把握しています。それで、子ども医療費助成事業は既に平成20年ですか、つくりましたので、条例を新たにつくるわけではなくて、改正をするだけで年齢を、ちょっと条例改正だけで済むのかなと。といっても、来年4月からというわけに、そう簡単に、難しいかと思うんです。その点について、いつから実施するのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 できれば、こういった総合的な子育て支援政策については、できるだけ速やかに制度改正をしていきたいという思いは持っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 速やかに高校医療費の無料化をやるということで、確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 速やかという意味の捉え方はそれぞれ多少差があるかと思いますが、速やかに対応していきたいと思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、山本和子議員の一般質問を終わります。



これをもって一般質問を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、承認第1号専決処分の承認についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

2枚目の専決処分書をごらん願います。

ご承知のとおりでございますが、衆議院が平成26年11月21日に解散となり、同日の臨時閣議におきまして12月2日公示、14日投票という選挙日程が決定されました。この衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る予算の補正が必要となりましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月21日付をもって補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決した予算の内容でございますが、平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第6号）をごらん願います。

第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1,254万7,000円としたものであります。

第2項では、歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表歳入歳出予算補正によるとしたものであります。

事項別明細書4ページをごらん願います。

歳入は、道支出金の総務費委託金を515万5,000円増額補正したものであります。

歳出につきましては、5ページになりますが、総務費において衆議院議員選挙費として515万5,000円を増額補正したものであります。

歳出の内訳としましては、職員の時間外手当等として200万円、時間外手当等以外の執行経費として315万5,000円でございます。説明欄、1節報酬以下16節原材料費まで記載のとおりの内訳というふうになっております。

7ページ以降の給与費明細書につきましては、記載のとおりということでご説明を省略させていただきます。

以上、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

ご審議を賜り、ご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより承認第1号の採決を行います。お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

ここで休憩といたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室にお集まり願います。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 3時57分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時05分）

---

◎同意第5号及び同意第6号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第13、同意第5号公平委員会委員の選任について、日程第14、同意第6号公平委員会委員の選任について、以上2件を一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第5号及び同意第6号公平委員会委員の選任について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、同意第5号、公平委員会委員であります馬場敏美氏が、平成26年12月25日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3線243番地。氏名、馬場敏美氏。生年月日、昭和25年4月9日であります。

次に、同意第6号、公平委員会委員のうち、1名について平成26年12月25日をもって任期満了となるため、新たに次の者を後任委員として選任したいので、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上音更東3線276番地。氏名、遠山昇氏。生年月日、昭和23年9月25日であります。

以上、同意第5号及び同意第6号公平委員会委員の選任について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第15、議案第55号上士幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋保育課長。

○高橋 智保育課長 ただいま上程されました議案第55号上土幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

初めに、条例制定の背景であります。平成27年4月からの施行を予定しています子ども・子育て支援新制度におきましては、新制度に移行する施設に入所するためには、保護者が市町村に保育の必要性の認定申請を行い、市町村は保護者からの申請を受け、基準に基づき保育の必要性の認定を行う必要があることから、子ども・子育て支援法第20条の規定により条例を制定するものであります。

次に、条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条で、この条例の趣旨を定め、第3条で保育の必要性の認定基準を定めております。保育の必要性の認定基準につきましては、夜間や居宅内の就労、求職活動なども含まれ、これまでの制度より範囲が拡大されております。

次に、第4条で、保育必要量の区分として保育標準時間、保育短時間の区分を定め、第5条で、保育の必要量の認定として1号認定から3号認定について定めております。

次に、第6条で、保育の必要量の認定期間を定めております。

最後に、附則としまして、1で、この条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行の日からとし、2で、上土幌町保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

以上、議案第55号上土幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第55号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議案第56号及び議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第16、議案第56号上土幌町認定こども園条例の制定について

て、日程第17、議案第57号上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋保育課長。

○高橋 智保育課長 ただいま一括上程されました議案第56号上士幌町認定こども園条例の制定について及び議案第57号上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第56号上士幌町認定こども園条例の制定についてであります。この条例につきましても、来年4月に開設します上士幌町認定こども園に関する規定を条例で定めるものであります。

条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条で、認定こども園の設置について定め、第2条で、こども園の名称及び位置を定め、名称を上士幌町認定こども園と定めております。

第4条で、実施事業としまして学校教育法の規定による教育及び児童福祉法の規定による乳児または幼児に対する保育、さらには就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する子育て支援事業について定めております。

次に、第5条で入園定員を120名と定め、第6条で入園資格を定め、第7条で利用者負担額については別に条例で定めるとしておきまして、次にご提案させていただきます議案第57号上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例において利用者負担額を定めてまいります。

最後に、附則としまして、1で、この条例の施行日を平成27年4月1日とし、2で、上士幌町保育所条例は廃止するものであります。

次に、議案第57号上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、条例制定の背景であります。平成27年4月からの施行を予定しています子ども・子育て支援制度では、認定こども園や幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設に対する共通の給付、施設型給付が創設され、特定教育・保育施設の利用料につきましては、上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条の規定により市町村が定める額とされていることから、条例を制定するものであります。

次に、条例の概要であります。第1条では条例の趣旨を定め、第2条で利用者負担額は別表第1のとおりと定めております。

別表第1には、教育標準時間認定を受けた子ども（1号認定）の利用者負担額並びに満3歳以上の保育認定を受けた子ども（2号認定）の標準時間及び短時間の利用者負担額、満3歳未満の保育認定を受けた子ども（3号認定）の標準時間及び短時間の利用者負担額につきまして、それぞれ階層区分ごとに定めております。

なお、利用者負担額の所得階層の区分の決定に当たりましては、国の基準に従いまして、これまでの所得税課税額から市町村民税所得割課税額に変更し、決定をしております。

次に、延長保育料としまして、教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育の1時間当たりの金額及び短時間の保育認定を受けた子どもの延長保育の1時間当たりの金額を定めております。

次に、備考の3で、満18歳未満の子どもが2人以上いる世帯で、特定教育・保育施設を利用している子どもにつきまして、表中、アの満18歳未満の子どものうち、最年長の子どもの徴収金額を利用者負担額表に定める額と定め、イの満18歳未満の子どものうち、ア以外の子どもの徴収金額を、利用者負担額表に定める額に0.5を乗じた額と定め、ウの上記以外の子どもの徴収金額をゼロ円と定めております。

最後に、附則としまして、1で、この条例の施行の日は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものであります。

次に、附則の2で、保育料等の減免としまして、当面の間、教育標準時間認定を受けた子ども（1号認定）の利用料については無料とし、満3歳以上の保育認定を受けた子ども（2号認定）及び満3歳未満の保育認定を受けた子ども（3号認定）につきましては、別表第2の額に減免し、子育て世帯の負担軽減を図るものであります。

以上、議案第56号上土幌町認定こども園条例の制定について並びに議案第57号上土幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案について一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって2案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2案は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、2案は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議案第58号から議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第18、議案第58号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第59号上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第60号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第61号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第58号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

本年8月に行われた国家公務員給与に対する平成26年度の人事院勧告において、職員の給与改定についての勧告がされましたことから、この勧告に準じて、議会議員及び町長等の特別職の期末手当と職員の給与について改正するものであります。

また、年金支給開始年度への引き上げに伴い、定年退職後の職員について、再任用を希望する職員を再任用するに当たり、給与等の関係規定を整備する必要があるため関係条例を改正するものであります。

初めに、議案第58号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の具体的な改正内容についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第1章報酬・費用弁償をご参照願います。

条例につきましては、6月及び12月支給分の期末手当につきまして、それぞれ支給月数を改正するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第58号関係、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第1条は、平成26年12月から適用する規定であります。第5条の期末手当について、本年12月支給の期末手当を0.15カ月増額し、「100分の205」から「100分の220」に改正するものであります。

第2条は、平成27年度から適用する規定であります。第5条の期末手当のうち、6月支給の期末手当を「100分の190」から「100分の197.5」に改正し、12月支給の期末手当を「100分の220」から「100分の212.5」に改正するものであります。

これにより、期末手当について、平成25年度に比較し年間で0.15カ月引き上げるものであります。

なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第1条の規定による改正後の本条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の本条例の規定に基づいて支払われた期末手当については、改正後の本条例の規定による内払いとみなすとするものであります。

次に、議案第59号上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の具体的改正内容についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、6月及び12月支給分の期末手当につきまして、それぞれ支給月数を改正するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第59号関係、上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第1条は、平成26年12月から適用する規定であります。第3条の期末手当について、本年12月支給の期末手当を0.15カ月増額し、「100分の205」から「100分の220」に改正するものであります。

第2条は、平成27年度から適用する規定であります。第3条の期末手当のうち、6月支給の期末手当を「100分の190」から「100分の197.5」に改正し、12月支給の期末手当を「100分の220」から「100分の212.5」に改正するものであります。

これにより、期末手当について、平成25年度に比較し年間で0.15カ月引き上げるものであります。



なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第1条の規定による改正後の本条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の本条例の規定に基づいて支払われた期末手当につきましては、改正後の本条例の規定による内払いとみなすとするものであります。

次に、議案第60号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の具体的な改正内容についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、国家公務員給与の人事院勧告に基づき、行政職給料表につきまして平均で0.3%引き上げることとし、期末勤勉手当について0.15カ月引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第60号関係、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

あわせて、議案第60号から62号関係、職員の給与に関する条例の一部改正の概要と再任用制度についてご参照願います。

第1条は、平成26年4月から適用する規定であります。第17条の4の勤勉手当について、本年12月支給の勤勉手当を0.15カ月増額し、「100分の67.5」から「100分の82.5」に改正するものであります。

また、別表第1、第3条の給料表につきまして、記載のとおり改正するものであります。改定率につきましては、平均で0.3%の引き上げとなりますが、若年層に重点を置いた改定となっており、0.0%から1.5%の改定率となっております。

第2条は、平成27年度から適用する規定であります。第3条の2から第3条の3については、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の給料月額等を定める規定であります。

再任用職員については、フルタイム勤務と短時間勤務の2種類とすることとしております。

第9条の3については、再任用短時間勤務職員の通勤手当の支給基準を定める規定であります。

第11条につきましては、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給基準を定める規定であります。

第17条につきましては、再任用職員の期末手当の支給基準を定める規定であり、支給

割合を年間1.45カ月とするものであります。

第17条の4については、職員及び再任用職員の勤勉手当の支給基準を定める規定であります。

第17条の4第2項第1号は、人事院勧告に基づく職員の勤勉手当の支給基準を定める規定であり、平成27年度の支給割合を6月、12月支給分をそれぞれ0.75カ月とするものであります。

第17条の4第2項第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給基準を定める規定であり、支給割合を6月、12月支給分をそれぞれ0.35カ月とするものであります。

第18条は、再任用職員に適用を除外する条文であります。再任用職員に対しましては、扶養手当、寒冷地手当を支給しないものであります。

また、別表第1、第3条の給料表について、再任用職員の給料表を加えるため、記載のとおり改正するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第1条の規定による改正後の本条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の本条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の内払いとみなすとするものであります。

次に、議案第61号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の具体的改正内容についてご説明いたします。

町例規集は、第4編人事、第4章服務をご参照願います。

本条例につきましても、職員の再任用短時間職員の勤務時間に関するものであります。具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第61号関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第2条第3項で、再任用短時間職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定めることとしております。

第3条以下につきましても、各条文の規定を再任用短時間職員に適用する規定であります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の具体的改正内容についてご説明いたします。

町例規集は、第4編人事、第4章服務をご参照願います。

本条例につきましては、職員の給与に関する条例の改正において、再任用短時間職員の規定を設けることにより、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があることから、関係条文について改正するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第62号関係、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第14条の育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例規定について、職員の給与に関する条例の改正による再任用短時間職員に関する規定を追加及び改正するものであります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより5案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって5案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第58号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第58号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第59号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第60号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第61号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第62号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第23、議案第63号上土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

綿貫町民課長。

○綿貫光義会計管理者兼町民課長 ただいま上程されました議案第63号上士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生の第2章保健衛生をごらんください。

今回条例の一部を改正する理由として、2点ございます。まず、1点目ですけれども、現在、指定ごみにつきましては、10リットル、20リットル、30リットル、45リットルの4種類となっております。近年、少子高齢化や核家族化などにより、単身やひとり暮らしの老人世帯が増加してきております。このような中、高齢者の世帯からは、10リットル袋では大き過ぎると、5リットルの袋が欲しいという意見や、他町村からの転入者からは、他町村には5リットルの袋があるので上士幌町でも5リットルのごみ袋をつくってほしいという要望が寄せられてきております。

このような意見や要望を踏まえまして検討してきた結果、平成27年よりこの指定ごみ袋として5リットルのごみ袋を導入することといたしました。ごみ袋の処理手数料につきましては、条例で定めておりますので、新たに導入する5リットルのごみ袋の処理手数料を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

次に、2点目ですけれども、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物の処理運搬の許可を受けようとする者は、収集運搬を行おうとする区域の管轄する市町村長の許可を受けなければならないと定められております。平成17年の条例制定時には、管内市町村で許可手数料の有料化を行っているところが少なかったことから、有料化を見送っておりました。しかし、現在、許可手数料の有料化を行っている市町村が多くなったことから、近隣町村との均衡を図る、それから費用の負担、事務経費の公平性の観点から、許可手数料を徴収するために条例の一部を改正し、平成27年度より許可手数料の有料化を図るものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

別紙、議案第63号関係、上士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、一般廃棄物の処理手数料を定めております第15条第1項中、「別表」を「別表1」に改めます。

次に、一般廃棄物処理業等の許可について定めております第17条に、次の2項を加えます。

第2項といたしまして、申請の際、別表2に掲げる区分に応じ、同表に定める金額の手数料を納付しなければならない。第3項といたしまして、前項の規定により既に納付

した手数料は、還付しないとの2項を加えさせていただきます。

それから、別表中、金額、指定ごみ袋1枚につきの表中に、「5リットル用15円」を加え、改めます。同表を別表1といたしまして、同表の次に、次の表を加え、別表2といたします。

別表2ですけれども、第17条関係になります。手数料の区分の金額につきましては、一般廃棄物処理業許可申請手数料、それと浄化槽清掃業許可申請手数料といたしまして、それぞれ1件につき2万円といたします。

次に、一般廃棄物処理業許可更新申請手数料、浄化槽清掃業許可更新申請手数料といたしまして、それぞれ1件につき2万円といたします。

次に、一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料、浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料といたしまして、それぞれ1件につき5,000円と定めるものでございます。

次に、施行期日でございますけれども、この条例につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第63号上土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑はありませんので、これをもって議案第63号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第63号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第24、議案第64号上土幌町地域自治会館の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形建設課長。

**○尾形昌彦建設課長** ただいま上程されました議案第64号上士幌町地域自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第3編行政通則、第5章集会施設等の章をご参照願います。

配付させていただきました議案第64号関係、上士幌町地域自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

このたびの改正は、町内に3カ所設置している地域自治会館のうち、豊岡地域自治会館について、施設の老朽化が進んだことや冬期の暖房に時間がかかることなどから、近年の利活用がなくなってきております。地域の会議等につきましては、利用のしやすさから上音更コミュニティセンターを使っている実態にあります。

地域住民からは、今後においても自治会館の使用はないことを確認し、今後の集会施設としての使用見込みがないことと、維持管理経費の低減のために、豊岡地域自治会館について廃止するとするため、条例の改正をするものであります。

改正の内容は、第2条の表にあります、名称、豊岡地域自治会館、住所、上士幌町字上音更西5線271番地について削除するものであります。

なお、この条例の施行は公布の日からとするものであります。

以上、上士幌町地域自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と内容についてご説明申し上げます。

ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）** 提案説明が終わりましたので、これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** これをもって議案第64号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** 討論がありませんので、これより議案第64号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号から議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第25、議案第65号ととかち広域消防事務組合の設立について、日程第26、議案第66号北十勝消防事務組合規約の変更について、日程第27、議案第67号北十勝消防事務組合の解散について、以上3案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第65号ととかち広域消防事務組合の設立について、議案第66号北十勝消防事務組合規約の変更について、議案第67号北十勝消防事務組合の解散について、以上3件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

十勝19市町村では、平成21年4月より十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議、検討を重ねてきた結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到達時間の短縮や組織体制の効率化など、住民サービスの向上及び財政的な効果が期待できることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を策定し、11月4日の市町村長会議において規約案について合意をしたものであります。十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19市町村で新たにとかち広域消防事務組合を設立し、消防に関する事務を共同で処理するものであります。

また、とかち広域消防事務組合を設立するに当たり、事務の承継のため現在の北十勝消防事務組合の規約を変更するとともに、平成28年3月31日をもって、同一部事務組合を解散するものであります。

初めに、議案第65号ととかち消防事務組合の設立についてご説明いたします。

本案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19市町村で新たにとかち広域消防事務組合を設立し、組合規約を定めるものであります。

規約の主な内容につきましては、組合の名称、位置、組合議会や執行機関の組織、経費の支弁方法など、地方自治法第287条に定められた項目について規定したものです。

なお、組合の設立は平成27年5月、事務の共同処理の開始は平成28年4月をそれぞれ予定しているところであります。

組合規約の規定について、条文ごとにご説明いたします。



第1条は、組合の名称をとまち広域消防事務組合とするものであります。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を、十勝19市町村とするものであります。

第3条は、組合の共同処理する事務を、消防団に関する事務を除く消防に関する事務とするものであります。

第4条は、組合の事務所の位置を、現在の帯広市消防本部の所在地とするものであります。

第5条から第9条は、組合の議会に関する規定であり、組合議員の定数は38人とし、このうち本町の議員は1名とするものであります。

第10条から第14条は、執行機関の組織及び選任の方法に関する規定であり、組合長を帯広市長、副組合長を18町村の町村長と帯広市の副市長1名とするものであり、会計管理者は帯広市の会計管理者とすることとしています。

第15条から第16条は、組合の経費に関する規定であり、議会費は均等割20%、議員定数人口配分割80%とし、公平委員会費、監査委員会費、その他の組合運営費は均等割20%、人口割80%とし、それ以外の消防に関する経費は組合議会の議決を得て定めることとしています。

第17条は、雑則として、組合規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合長が定めることとしています。

なお、附則の第1項として、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するとしています。

附則の第2項では、経過措置として、消防広域化までの平成28年3月31日までの間は、準備行為を行うこととしています。

附則の第3項では、平成28年3月31日限りで解散する、本町が加入する北十勝消防事務組合を初めとする十勝管内の4消防事務組合の消防団に関する事務を除く消防に関する事務と池北三町行政組合の共同処理事務から、消防団に関する事務を除く消防に関する事務を承継することとしています。

次に、議案第66号北十勝消防事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行うとまち広域消防事務組合を新たに成立することに伴い、北十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、組合規約に係る条文を追加するものであり、地方自治法第286条第1項の規定により組合規約の変更が必要となることから、組合規約の変更に関して議会の議決を求めるものであります。

事務の承継につきましては、常備消防に関する事務をとまち広域消防事務組合、同組

合の共同事務に含まれない消防団に関する事務を組合を構成する関係町が承継するものであります。

詳しい変更内容は、議案第66号関係、北十勝消防事務組合同規約新旧対照表をご参照願います。下線部分が変更部分であります。

第13条の次に第14条として、北十勝消防事務組合の解散に伴う事務の承継についての規定を追加するものであります。

第1項では、消防団に関する事務を除く消防に関する事務を、とかち広域消防事務組合に承継することとし、第2項では、消防団に関する事務については、各関係町が承継することとしています。

なお、附則で、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するとするものであります。

次に、議案第67号北十勝消防事務組合の解散についてご説明いたします。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行うとかち広域消防事務組合を新たに設置することに伴い、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成28年3月31日をもって北十勝消防事務組合を解散しようとするものであります。このため、地方自治法第288条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（杉山幸昭議長）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

---

○議長（杉山幸昭議長）　　提案説明が終わりましたので、これより3案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員）　　消防の広域化につきましては、委員会で公開でいろいろ質問させてもらったんですが、正式な議案としては今回初めてですので、議場で質問させても

らいます。

大きく3点質問したいと思うんですが、広域化のメリットとして、初動対応とか出動態勢の充実、迅速な消防サービスが提供できるということについて、従来でも連携をとりながらやっているということを知っています。消防組織法の第39条1項にはそういう定めがありますので、改めて広域化しなくてもそういう事務、迅速な対応等ができるのではないかとということがまず1点目。

それから、財政の問題で、確かに今の現段階の消防体制では財政メリットが効果があると判断しますが、もともと消防の単位の人員そのものが、本当に充足しているのかという問題については疑問が残るところです。その点について、十分な消防を機能するための、国が定めている基準からすればまだまだ足りないのではないかと問題があります。その点について質問いたします。

最後の問題なんですが、今回の規約の中にもありますが、消防団は各市町村の管轄にすると。ですから、消防署と消防団を別々に分けてしまうのは、今まで行ってきた消防団活動を含めて、地域を守ってきた防災活動からすればちょっと問題が残るのではないかと思います。その点について3点質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいまのご質問でございますが、広域化のメリット等につきましては、これまで委員会の中でもご説明してまいりましたが、これまでも各消防本部協力体制は一部ございましたが、消防広域化をすることによりまして、これまでは指令業務は各消防事務組合ごとの指令を行うということがございました。広域化することによりまして、1カ所の指令センターから全て指令がいくということで、これまでよりも迅速に現場到着時間が早くなるということも確認されております。

それから、広域化することによりまして、先ほどちょっとお話がありましたけれども、指令業務が一本化されるということもございまして、財政的な負担も消防広域化による財政負担も大幅に軽減されるという財政的なメリットもございます。

それから、人員の問題につきましては、国の基準との関係もございますが、消防を広域化することによりまして、お互いの協力体制も非常に、相互間の協力体制もとりやすくなるということで、そういう補完体制といいますか、そういうこともこれまでよりも有効になってくるというふうに考えております。

それから、消防団の関係でございますが、消防団につきましては、それぞれの自治体に残るとい形になります。消防団の運営上は、広域化の論議の過程でも各消防署の署員を町村職員ということで併任するというようにしております。それによって、これ

まで消防団と、各消防署の関係がそれぞれ緊密に連携してきたわけですから、併任することによってこれまでの対応と同じ対応になるということで、これは広域化の論議の過程でも確認されておりますので、その点について現状と変わるものではないということになってございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって3案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第65号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第65号とから広域消防事務組合の設立について、反対討論を行います。

今の消防事務を広域化するものであり、反対いたします。消防の広域化のメリットとして、この間、委員会等でも質問させてもらってきたんですが、1、初動対応力、出動態勢の充実、2、迅速な消防サービスの提供、3、財政メリット、主な内容です。1番と2番については、先ほども質問させてもらいましたが、消防組織法の第39条1項には市町村の相互応援協定が定められており、今でも実施されてきています。不足があれば、これを充実していくことが大切であると考えます。また、第2項には道内の応援も定められております。

次に、財政の問題ですが、消防本部の統一で消防長や指令の一元化で人員の削減は確かに図られます。しかし、現段階の消防職員は本当に十分なのかという問題があります。消防力の整備指針に対して不足しています。これは国の総人員削減の中で、削減政策の中どんどん減らすのが政府の方針です。ですから、広域化をして人員を削減すれば財政負担は減ります。果たして、これがメリットなのかという問題があります。

次に、地方交付税の問題です。国の財政需要額は消防力の整備指針ではなく、人口10万人当たりに必要な経費で計算をし、いろいろ係数がありますが、それで計算されています。ですから、本来消防力の整備指針に基づく必要な経費で計算するならば、財政基準額を多くし、地方交付税ももっと交付されなくてはなりません。国がこういう負担を減らしたいために削減していると私は思います。広域化により財政負担が減るとするのは、本来負担すべき国の負担が減ることであり、基本が間違っていると判断いたします。

最後に、町の消防力の問題です。町の消防は、昔から地域の消防団の担うところが大きくあります。火災等が発生したときに、自分たちの町を守ろうという機能が機能してきました。消防署は広域化し、消防団は市町村に残り従来どおりできるとは言っていますが、これは別々にしてしまうのは大きな問題であると考えます。

以上で反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第65号に対する討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第66号北十勝消防事務組合の規約の変更についての反対討論を行います。

先ほどの議案第65号とかち広域消防事務組合の設立についての反対討論と同じ内容で、反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第66号に対する

る討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉山幸昭議長) 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 議案第67号北十勝消防事務組合の解散について、反対討論をいたします。

先ほどの議案第65号とかち広域消防事務組合の設立についての反対討論と同じ内容で、反対いたします。

○議長(杉山幸昭議長) 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論がありませんので、これをもって議案第67号に対する討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉山幸昭議長) 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(角田久和議員退席)

(午後 5時04分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時05分)

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第28、議案第68号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 ただいま上程されました議案第68号公の施設に係る指定管理者の指定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由であります。上士幌町鉄道資料館につきましては、入館者に対するサービスの向上、民間活力の導入及び商工観光振興を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び上士幌町鉄道資料館条例第3条の規定に基づき、その管理及び運営について、平成24年度から26年度までの3年間、指定管理者を指定し管理運営を行ってまいりました。

今回の提案は、平成27年度から平成29年度までの3年間について、上士幌町鉄道資料館に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号であります。指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ひがし大雪アーチ橋友の会。管理を行わせる施設の名称及び所在地は、上士幌町鉄道資料館、河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷47番地6。管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年であります。

管理業務の範囲は、施設の維持管理及び運營業務、施設の利用許可、利用料金の收受並びにこれらの業務を遂行するために必要な業務であります。

続きまして、お手元の資料の議案第68号関係をご参照願います。

まず最初に、上士幌町鉄道資料館の指定管理者の選定経過についてであります。

上士幌町公の施設に係る指定管理者選定委員会を平成26年10月6日に開催し、指定管理者候補者の選定について協議いたしました。協議結果ですが、NPO法人の育成による民間活力の導入、アーチ橋保存活動と連動した観光振興策への寄与、平成21年度から

鉄道資料館の管理を受託しているなど、事業の継続性を考慮する中で、公募によらず、既存の委託先であるNPO法人ひがし大雪アーチ橋友の会を選定いたしました。

その後、ひがし大雪アーチ橋友の会に対し、町の考え方の説明と関係書類の提出について依頼をし、提出された申込書及び事業計画書等をもとに、選定委員会におきまして審査を行い、上土幌町鉄道資料館の指定管理者として、ひがし大雪アーチ橋友の会を選定いたしました。

2ページ目は、指定管理者選定委員会に指定管理者としての適否の審査資料であります。

1の施設の管理に関する基本方針では、魅力ある施設のためにとりして3点挙げており、民間ならではの柔軟な発想により、鉄道資料のみの展示ではなく、来館者に対しての接客態度の向上、アーチ橋ガイドセンターとしての役割、写真展の企画によるリピーターの増、ホームページを利用したPRなどにより来館者の増加に努力している。

また、資料館の建物だけを対象とせず、旧糠平駅の敷地全体を鉄道遺産と位置づけ、線路や信号機などの再生を行っているほか、期間限定で鉄道トロッコの運行を行っている。

指定管理者の指定を受けた場合、従来の取り組みを継続するほか、周辺敷地や線路跡地も含めた一体的な事業展開により、魅力ある施設利用による集客力増に取り組んでいきたいとのことでもあります。

以下、住民の意見反映、事業の広報、3ページ目に事業計画、人員体制などの計画が記載されております。

4ページ目の様式4-1は、管理に係る収支計画の総括表であります。平成27年度から29年度ともに同額となっておりますので、平成27年度分をご説明申し上げます。

まず、(1)の施設管理業務に要する経費の収支ですが、収入として、町からの施設の管理費用の見込み額は117万円、利用料金の収入見込み額は62万5,000円で、管理業務の収入合計額は179万5,000円となっております。

支出の部では、管理業務の支出合計は収入合計との同額の179万5,000円となっております。

(2)の自主事業に要する費用の収支につきましては、収入の部として、グッズ事業の収入合計が34万円、支出の合計が22万円となっております。

(3)指定管理業務総体の収支につきましては、収入の見込み額213万5,000円、支出の見込み額201万5,000円で、収支の見込み額は12万円の収益となっております。

5ページの様式4-2は、施設管理業務の収支内訳であります。3カ年とも同額で



ありますので、平成27年度分の資料となっております。

また、6ページの様式4-3は、自主事業の収支内訳であります。3カ年とも同額ですので、平成27年度分の資料となっております。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第68号について質疑を行います。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今、この68号の指定管理者の選定がありました。私は、NPO法人ひがし大雪アーチ橋友の会は一生懸命やっておると思えますけれども、この件について、何を言いたいかといったら、指定管理者でありますから、例えばナイタイ高原牧場は農協に委託し、決算書も出てきて予算書も出るわけですね。これ、3カ年のこれからの先は計画書は出ておりますけれども、このアーチ橋の決算書というのは、179万円に対しての観光課長及び管理委員会としては、これは確認済みなのかどうか。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 今回お手元には資料配付しておりませんが、審査会のほうには平成24年、25年の2カ年と26年の見込みについては、一応資料としては提出されております。ここには、資料としてはつけておりませんが、審査委員会のほうには提出があります。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 審査委員会では見たというんですけれども、議決を求めるといふことであれば、やはり議会、農協あたりの指定管理者も出しているわけで、その辺のことをきちっと出して、透明性を深めて、私は疑っているわけではございませんけれども、審査委員会、観光課で見たと、計画書は、だからこれからもやってもらうということになれば、きちっとその辺を179万、それ以外の自主的な運営のことは私は何ら申すわけもないんですけれども、やはり町の金ですから、ナイタイもそのようにしているのであれば、こちらの指定管理者制度もきちっとしていくということ、それはできないんですか。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午後 5時14分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午後 5時14分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 大変申しわけございません。過去からこういう提案の仕方をしておりまして、そのまま踏襲して、今回議決を提案をさせていただきましたが、資料としては24年、25年決算が出ていますので、後ほど配付することは可能と思いますので、きょう今ちょっとすぐには出せないんですけども、最終日までには提出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 山本議員、後ほど配付でよろしいですか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） これは課長というよりも理事者なんだけれども、やっぱり指定管理者には出さないものもあるという話も私も理解しておるわけですけども、出すところと出さないところと、農協あたりは指定管理者で全部出てくるわけですね。その辺の同じ指定管理者で出てくる、町からも助成金を出している。その辺の各課の取り扱いというのか、一貫してきちんとやってもらわんと、こっちはいいんですよ、あちは出しなさいということになっちゃうのか、金額の大小ではなくて、その辺を統一してほしいんです、その内容をですね。

でないと、ここは出さなくてもいい、ここは出しなさいとかと、審議する上にやはり出した限りは、たとえ町から出している、行政のほうから町民にきちっとするには、出した限りはやっぱり出すのが建前でないですか。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午後 5時16分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午後 5時17分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 今、ナイタイ高原牧場の指定管理料の関係について、議案提案の際にその資料をつけたかどうかと、ちょっと今確認ができない状況なんですけど、少なくとも議員おっしゃるように、ナイタイ高原の収支については委員会では報告をしていると

いうふうに認識をしておりますので、いずれにいたしましても、議案に出すか、あるいは委員会報告をするかということについては、統一をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑がありませんので、これをもって議案第68号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第68号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

（角田久和議員入場）

（午後 5時18分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時19分）

---

◎議案第69号から議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第29、議案第69号平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第30、議案第70号平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第31、議案第71号平成26年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第32、議案第72号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第33、議案第73号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第34、議案第74号平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、6案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の提案理由と内容についてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、一般会計並びに5特別会計について補正を行うものでございます。

補正総額は9,862万3,000円の増額補正となります。補正後の予算規模は、一般会計と5特別会計の総額で93億8,385万2,000円となります。

それでは、各会計の内容を申し上げます。

議案第69号一般会計補正予算（第7号）であります。

1ページをごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億699万円を追加し、総額を76億1,953万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの第1表のとおりでございます。

第2条では、繰越明許費について、6ページ、第2表のとおり設定いたします。事業につきましては、北十勝消防事務組合負担金9,650万6,000円でございます。

第3条では、債務負担行為補正といたしまして、地籍調査支援システム賃貸料につきまして、平成27年度から平成31年度までの5年間設定いたします。限度額は、806万2,000円に消費税及び地方消費税を加算した額でございます。

第4条では、地方債補正といたしまして、緊急防災・減災事業9,660万円を追加するとともに、過疎対策事業の限度額を10億4,770万円から9億9,080万円に変更補正するものでございます。

歳出補正のうち、追加補正の主なものにつきましては、一般共用事務用品及び事務機器管理経費370万2,000円、北十勝消防事務組合負担金9,838万4,000円、住宅用太陽光発電システム導入支援事業117万8,000円、地方バス路線維持対策経費126万7,000円、定住促進賃貸住宅建設費助成事業699万円、子育て住宅建設費等助成事業500万円、帯広厚生病院財政支援事業344万8,000円、常設保育所管理運営経費250万5,000円、認定こども園建設事業1,462万7,000円、農業委員会活動経費167万4,000円、小学校管理経費141万2,000円、中学校管理経費187万4,000円、給食センター管理経費109万2,000円、スポーツ振興助成経費114万4,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第70号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ670万8,000円を追加し、総額を7億9,896万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、第1表のとおりでございます。

歳出における補正の主なものにつきましては、事務管理経費16万円、一般被保険者高額療養費645万3,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、10ページの議案第71号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ181万8,000円を減額し、総額を9,205万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、11ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金187万5,000円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、19ページの議案第72号介護保険特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ473万円を減額し、総額を4億3,606万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、人件費482万円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、30ページの議案第73号水道事業特別特別会計補正予算（第2号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から757万2,000円を減額し、総額を1億9,784万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、31ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、簡易水道施設維持管理経費120万円、簡易水道施設改良事業652万6,000円を減額いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、40ページ、議案第74号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ95万5,000円を減額し、総額を2億3,939万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債補正として、下水道事業債の限度額を770万円から1,540万円に、過疎対策事業債の限度額を770万円からゼロ円に変更いたします。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、41ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、下水道施設管理経費35万7,000円、下水道施設整備事業68万5,000円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正内容についてご提案を申し上げました。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議長）** 提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第69号平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、14ページからページごと一括して質疑を行います。

14ページから15ページまで、質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** 16ページから17ページまで、質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** 18ページから19ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** 次に、20ページから21ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

**○議長（杉山幸昭議長）** 次に、22ページから23ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、24ページから25ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、26ページから27ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） コミュニティーセンター線の道路事業なんですけど、地方債が減額されて、その分、金額は同一ではないんですけど、一般財源がふえた理由について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午後 5時29分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午後 5時30分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 当初、過疎債ということで全てやるということだったんですが、過疎債にも市町村ごとに割り当てがあるものですから、それで全て上土幌町の割り当ての部分で過疎債を当初考えていたように認められないということで、その部分を一般財源のほうで充てたという格好になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） そうしますと、今資料がないものですから、過疎債が全部じゃなくて、過疎債の要するに全部じゃなくて充てる分だけ充てて、残りが当たらなかった分を減額というふうにとということですか。過疎債全部が当たらなかったわけじゃないと思いますので、確認させてもらいます。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 今おっしゃったとおりの内容でございます。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

ほか、ありますか。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、28ページから29ページまで質疑を行います。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、30ページから31ページまで質疑を行います。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、32ページから33ページまで質疑を行います。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書は34ページから38ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、地方債調書は39ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は10ページから13ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表、8ページから9ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1ページから7ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第69号平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第7号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第70号平成26年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、1ページから9ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第70号平成26年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、議案第71号平成26年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、10ページから18ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第71号平成26年度上土幌町後期高齢者医療特別会



計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、議案第72号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、19ページから29ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第72号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、議案第73号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）は、30ページから39ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第73号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、議案第74号平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、40ページから51ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第74号平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第69号から議案第74号までの平成26年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第69号平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第69号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第70号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成26年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第71号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第72号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を

行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第73号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成26年度上土幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第74号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は12月19日金曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 5時38分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

1 2 月 1 9 日

平成 26 年 第 5 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 26 年 12 月 9 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成26年12月19日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成26年12月19日 午前10時33分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不応) 招議員並びに 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会 議 録 署 名 議 員	8 番 山 本 和 子 議 員				9 番 山 本 裕 吾 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	斉 藤 明 宏			議 会 事 務 局 主 査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子 育 て 支 援 室 長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教 育 委 員 会 教 育 長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教 育 委 員 会 教 育 委 員 長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教 育 委 員 会 教 育 次 長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 会 長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農 業 委 員 会 事 務 局 長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代 表 監 査 委 員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
商 工 観 光 課 長	柚 原 幸 二									

平成26年第5回上士幌町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年12月19日(金曜日)

日程第1 行政報告

日程第2 議案第55号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)

上士幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について

日程第3 議案第56号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)

上士幌町認定こども園条例の制定について

日程第4 議案第57号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)

上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について

日程第5 会議案第16号 議員の派遣について

日程第6 意見書案第49号 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出について

日程第7 議案第75号 上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第76号 財産の無償譲渡について

日程第9 議案第77号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算(第8号)

日程第10 監報告第5号 例月出納検査報告について

日程第11 閉会中の継続調査の申出について

---

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、12月16日午前10時より、委員会室において、議会運営委員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第2、議案第55号から日程第4、議案第57号については3件を一括して報告を受け、質疑、その後に議案ごとに討論、採決を行いますので、ご承知願います。  
以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎行政報告

- 議長（杉山幸昭議長） 日程第1、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

竹中町長。

- 竹中 貢町長 企業誘致についての行政報告をさせていただきます。

町では、地域の雇用拡大や地域経済の活性化を図るため、さまざまな機会を通して誘致活動を実施してきているところであります。また、小規模校の閉校による施設の利活用についても積極的な情報等の提供を発信してきているところでもございます。

そのような状況の中ではありますが、このたび、本町が実施している移住・定住事業の一環として、NPO法人「住んでみたい北海道」が北海道からの受託事業として実施した転地型テレワーク事業、これは企業の地方移転、これらの可能性について探る実証実験でありますけれども、こういったことが縁で本州企業が本町での新会社を設立する運



びになりました。このことについてご報告を申し上げます。

今回、本町に進出する会社は、三重県伊勢市に本社を置く松屋製菓株式会社で、新たに設立される会社の名前については十勝製菓株式会社ということで、本町に法人登記をして会社を起こすということでございます。

松屋製菓株式会社は、お菓子のあめの製造を行う企業であり、代表的な商品として沖縄黒飴だとかみぞれ玉などがあり、全国のコンビニ等で店頭販売をしており、本町の店舗にも陳列されているヒット商品等であります。

本町に設立される予定の十勝製菓株式会社は、これまでの松屋製菓株式会社のあめ製造技術を生かし、北海道十勝をブランド化したキャンディー及び菓子の製造を行う予定でございます。当面は旧北居辺小学校の住宅を事務所として活用し、来年春には本町の農産品等を主原料に、あめの製造を本社工場で行い、その後、平成29年度には旧北居辺小学校を活用して製造工場を本格的に開設する予定でございます。

12月22日には本町に松屋製菓社長が来町され、当該事業計画等についての記者発表及び原料等の提供をすることになります。JA上士幌町、そして町、企業の開設に向けての基本的な合意の調停式を行う予定でもございます。

本町にとって課題となっている企業誘致による雇用の場の確保や学校閉校後の利活用が同時並行的に進められることは、この年末にして大変うれしいニュースであり、今後は地元企業として継続、発展するよう、積極的に連携協力を図ってまいりたいと考えております。

以上、企業誘致についての報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、行政報告に対する質疑を終結いたします。これをもって行政報告を終わります。

---

◎議案第55号から議案第57号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 次に、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

日程第2、議案第55号上士幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、日程第3、議案第56号上士幌町認定こども園条例の制定について、日程第4、議案第57号上士幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、以上3案を一括して議題といたします。

3案について、一括して総務文教厚生常任委員長から報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長、山本裕吾議員。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員） 付託事件審査報告。総務文教厚生常任委員会。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上土幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事項、議案第55号上土幌町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、議案第56号上土幌町認定こども園条例の制定について、議案第57号上土幌町特定教育・保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、以上3件について。平成26年12月9日付託。

2、審査年月日、平成26年12月15日、計1回であります。

3、審査場所、委員会室。

4、説明員、竹中町長、千葉副町長、高橋保育課長、渡辺主査。

5、審査結果、当委員会は議案第55号、議案第56号、議案第57号、以上の3件の審査に当たり、町長、副町長、担当課長、担当主査の出席を求め、質疑聴取による審査の結果、3件全て全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより3案一括して委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第55号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、議案第55号に対する討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

議案第55号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これをもって議案第56号に対する討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

議案第56号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これをもって議案第57号に対する討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

議案第57号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎会議案第16号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、会議案第16号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番（渡部信一議員） ただいま提案されました会議案第16号の提案説明を申し上げ、

議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案については、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員の賛同を得まして、委員長であります私が提案者となった次第であります。

会議案第16号は、上土幌町が平成27年2月1日に東京都品川区品川プリンスホテルにおいて開催する「ふるさと納税大感謝祭2015 in 東京」に議員全員が参加すべく、ご提案申し上げるものであります。

感謝祭においては、東京都内や周辺から参加いただいたふるさと納税者に対する感謝と上土幌町に対する理解を深めていただけるイベントに積極的にいかかわり、協力したいと考えております。

議員各位の満場のご賛同を得て会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研さんを深めていただきたいと思うものであります。

以上をもって、会議案第16号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 本件については、質疑及び討論を省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第16号は原案のとおり可決されました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することで決定いたしました。

---

◎意見書案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、意見書案第49号「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番（渡部信一議員） ただいま上程されました意見書案第49号「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出についての提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、十勝町村議会議長会から要請があり、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同を得まして、私が提案者となった次第であります。

以下、読み上げて提案説明といたします。

「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書（案）

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源のひとつとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝地域においても例外ではありません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なう恐れがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねるところです。このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。従って増税には断固反対の立場を表明するものです。

よって、法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員への給与総額などが新たな課税対象となり、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与えます。道内企業数の99.8%、雇用者数で83.3%を占める中小企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願い申し上げます。

以上をもって、意見書案第49号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第49号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第7、議案第75号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第75号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第3章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由であります。このたび平成26年11月19日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付され、国民健康保険条例に定められております出産育児一時金の額を改めるため一部改正を行うものであります。

出産育児一時金につきましては、国民健康保険加入者が出産した際に支給しているものです。その中で産科医療補償制度の保険料の見直しがされることに伴いまして、出産育児一時金の額についても改正が行われるものであります。

議案第75号関係資料の新旧対照表をご説明いたします。

第6条第1項の「39万円」を「40万4,000円」に改正するものであります。

附則第1項としまして、この条例は平成27年1月1日から施行するものであります。

附則第2項としまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものと規定しております。

以上、上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって議案第75号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第75号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第8、議案第76号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第76号財産の無償譲渡について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

本件は、ぬかびら源泉郷地区の町営地について、国に無償譲渡することとしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

別紙で配付しております議案第76号関係資料をあわせてご参照願います。

1の無償譲渡をする財産ですが、ぬかびら源泉郷地区の土地5筆、総面積4,107.64平方メートルとなっております。地番ごとの財産の種別、地目、面積は議案に記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方ですが、国であります。

3の無償譲渡の理由であります。国が実施する景観再生事業により、対象の町有地を園地として整備するため無償で譲渡するものです。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって議案第76号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第76号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第9、議案第77号平成26年度上土幌町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第77号平成26年度一般会計補正予算(第8号)の内容を申し上げます。

補正総額は2億6,921万1,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で96億5,306万3,000円となります。

それでは予算補正の内容を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,921万1,000円を追加し、総額を78億8,874万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページ、第1表のとおりでございます。

歳出のうち、増額補正の主なものといたしましては、議会議員経費62万1,000円、ふるさと納税特産品発送事業1億5,930万5,000円、移住促進・二地域居住事業500万円、牧場管理運営経費7,450万2,000円、ナイタイ高原牧場運営安定化基金積立金445万8,000円、農林商工連携促進事業77万9,000円、生涯学習センター改築事業2,710万4,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、12月9日開催の議会におきまして、山本弘一議員より、公の施設に係る指定管



理者の指定に関する議案審議の中で、決算資料の添付についてご指摘がございましたが、これまでも他の指定管理者の指定に関する議案提案の際には決算書の添付は行っておりませんので、今後とも同様の対応を行うことをご理解を賜りたいと思います。

また、議案提案前に所管委員会にご協議をさせていただいているところでございますので、毎年度指定管理者より提出されております決算内容等を委員会の場でご説明することや資料を提出することも可能と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第77号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第77号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎監報告第5号の上程、説明

○議長（杉山幸昭議長） 日程第10、監報告第5号例月出納検査報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 監報告第5号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、平成26年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。

提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

以上、監報告第5号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は、添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で、監報告第5号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

---

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

平成26年第5回上土幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が12月9日から11日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、平成26年第5回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時33分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員